

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ウガンダ人権報告書 2016 年版

概要

ウガンダは、国民抵抗運動（NRM : National Resistance Movement）党のヨウェリ・ムセベニ（Yoweri Museveni）大統領が 1986 年から率いる立憲共和国である。（2016 年）2 月 18 日、有権者はムセベニを 5 期目の 5 年間の任期に再選し、NRM は 2011 年の一院制議会の多数派に返り咲いた。この選挙は国際水準に届かず、また選挙権剥奪や有権者に対する威嚇、野党に対する嫌がらせ、ソーシャル・メディア・ウェブサイトの閉鎖、そして選挙管理委員会（Electoral Commission）の透明性と独立性の欠如によって台無しになった。

文民当局は概して、治安部隊に対する効果的な統制を維持した。

ウガンダにおける 3 つの最も深刻な人権問題の例として、人の品位に対する尊重の欠如（容疑者や被拘留者に対する法に基づかない殺害、拷問、恣意的拘留及び他の虐待）、市民の自由（集会、表現、報道、集会、結社及び政治的参加の自由）に対する制限、そして周縁化された集団（女性、児童、障害者、並びにレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス（LGBTI）のコミュニティなど）に対する暴力及び差別が挙げられた。

他にも人権問題の例として刑務所の苛酷な状況、長期間に及ぶ裁判前拘留、偏った法律の適用、当局者の汚職、社会的暴力、人身売買、及び児童労働が挙げられた。

政府は、治安部隊員が政府の他部門のいずれを問わず、人権侵害を働いた当局者の捜査、訴追又は処罰を渋り、刑事免責が問題であった。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府又は政府の代理人が、拷問の結果として殺害に至った例を含め、恣意的又は法に基づかない殺害を働いたという報告が複数あった。

報道によると、（2016 年）11 月 26 日と 27 日にカセセ（Kasese）地区でウガンダ人民国防軍（UPDF : Uganda People's Defense Forces）とウガンダ警察部隊（UPF : Uganda Police Force）が、ルウェンズルル（Rwenzururu）王国のチャールズ・ウェズリー・ムンベレ（Charles Wesley

Mumbere) 王の支持者と衝突した際、丸腰の民間人を含む 60～250 名を殺害した。UPF によると、(2016 年) 11 月 26 日、同国王の護衛隊がルウェンゾリ (Rwenzori) 地域内の未特定の数 of 警察署を襲撃した結果、警察官 14 名が死亡し、国王護衛隊員 41 名も殺害された。翌日、報告によりと治安部隊が王宮を急襲し、そして護衛隊を軍隊に降伏させよという UPDF の命令に従わなかった国王を逮捕した。未確認の報告によると、治安部隊は急襲時に複合施設にいた複数の女性と児童を殺害し、また複数の遺体が両手を縛られた状態で見つかり、これは被害者が殺害される前に逮捕に応じていた可能性を示唆する状況であった。アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) の報告によると、「多数の人々が即座に銃撃され、遺体が放置されたと見られる」とのことであった。ある国際団体の申し立てによると、治安部隊は民間人犠牲者を最小限に抑えようとせず、この主張について治安部隊は異議を唱えなかった。

複数の UPDF 士官が、国王護衛隊がマチューテ、弓矢及び槍で襲撃してきたために兵士は自己防衛のために発砲したのだと主張した。市民社会団体や国際団体の主張によると、政府の不相応な武力行使は正当化されず、またルウェンズルル王国は切迫した安全保障上の脅威を示したわけではなかった。政府は、同王国は好戦的な分離論者の野心を持っていたことから、速やかに断固たる措置を講じざるを得なかったと主張した。

国王に加え、139 名の国王護衛隊が逮捕され、殺人、テロ行為及び反逆罪で起訴された。(2016 年) 12 月 15 日、メディアは初回聴聞時の護衛隊の写真を公表し、その際、弁護側弁護士は拷問による負傷が見て取れると主張した。報道によると、大統領は急襲の捜査を委任された議会委員会に調査中止を命じた。ウガンダ人権委員会 (UHRC : Uganda Human Rights Commission) は (2016) 年末までに急襲に関する調査を完了していなかった。国王と護衛隊の裁判は (2016) 年末時点でまだ続いていた。

(2016 年) 10 月 17 日の報道によると、ウガンダ野生生物庁 (UWA : Uganda Wildlife Authority) に属する狩猟取締部隊が非武装の密猟容疑者 7 名を殺害した。報告によると、公園保護部隊が密猟者による狩猟を、収益の一部と引き換えに手助けしていたが、約束していた分け前を支払わなかった 7 名を殺害した。UWA は職員が殺害に関与していたことを否認し、UPF が調査中であると述べた。

地元の指導者や市民社会団体の報告によると、北部のアパア (Apaa) 郡で 2015 年 9 月に 5 名を銃殺したとされる警察官に対する措置を警察はまだ講じていなかった。この殺害は政府による境界画定に関連する土地紛争の最中に発生した。

ソマリアのマルカ (Marka) で 2015 年 7 月にある結婚披露宴会場で民間人 7 名が殺害され

た事件で果たした役割について UPDF 兵士 3 名をアフリカ連合 (African Union) が 2015 年 8 月に起訴した件に関する捜査の進展は不明であった。報道によると、この殺害はアフリカ連合ソマリア派遣団の車列に対する爆弾攻撃の後に発生した。

b 失踪

(2016) 年中、政治的動機による失踪の報告例はなかった。

2015 年 12 月にクリストファー・アイン (Christopher Aine) [大統領選挙に立候補したアママ・ムババジ (Amama Mbabazi) 元首相の選挙運動員] が失踪した後、警察は彼の消息に関する情報について 2,000 万シリング (5,700 ドル) の報奨を提示し、これは表面上、ムセベニ大統領支持者と治安部隊の衝突への関与について彼に尋問するためであった。(2016 年) 4 月 7 日、地元テレビ局がアインとカレブ・アカンドワナホ (Caleb Akandwanaho) 将軍 (別名サリム・サレフ (Salim Saleh))、即ち大統領の兄 (又は弟) であり、上級顧問であった人物のカンパラ (Kampala) 市内のホテルでの様子を放映した。アイン曰く、彼は国の治安部隊による嫌がらせや脅迫から逃れるために 2015 年 12 月にタンザニアへ逃亡していた。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法及び法律ではそうした慣行を禁じている。2012 年拷問禁止法 (Antitorture Act) では、拷問行為により有罪判決を受けた者は懲役 15 年、罰金 720 万シリング (2,050 ドル)、又は両方に処せられ得ると規定している。加重拷問で有罪判決を受けた場合の刑罰は終身刑である。それにも関わらず、治安部隊が容疑者に拷問や殴打を加えたという信憑性のある報告が複数あった。

(2016 年) 1 月から 6 月にかけて、アフリカ拷問被害者処置・更生センター (ACTV : African Center for Treatment and Rehabilitation of Torture Victims) は警察、特別捜査班 (Flying Squad (暴力犯罪を担当する UPF の一部門))、警察特別捜査班、及び UPDF による拷問の申し立てを 856 件登録した。ACTV は拷問被害者 142 名に法的助言を提供し、拷問について政府を相手取った 3 件の公共訴訟を開始した。

ACTV の報告によると、(2016 年) 3 月 23 日に窃盗容疑で海洋警察に逮捕されたトワハ・カサイジャ (Twaha Kasaija) がワルクバ (Walukuba) 警察署で拷問された末に死亡した。ACTV によると、カサイジャの負傷から察するに彼は殴られ、蹴られ、バトン、ワイヤーケープル、スティックで殴打されたと見られた。カサイジャの兄 (又は弟)、アブドゥル・ラーマン・ムイマ (Abdul Rahman Muyima) と隣人のモハメド・キタクル (Mohammed Kitakule)

も逮捕され、バトン、ワイヤーケーブル、スティックで殴打されたと見られた。警察は警察官のパトリック・カテテ（Patrick Katete）とチャールズ・オクレ（Charles Okure）（担当警察官）を逮捕したが、後にオクレを保釈し、カテテは（2016）年末時点で殺人容疑での裁判待ちの状態収監されていた。

UHRC は（2016 年）1 月から 6 月にかけて拷問及び他の虐待の被害者に 3,660 万シリング（10,450 ドル）の補償金を支払ったと報告した。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所の状況は依然として劣悪で、場合によっては生命を脅かすこともあった。深刻な問題の例として過密、刑務官及び他の囚人による被拘留者の身体的虐待、食料不足、及び職員不足が挙げられた。地元の人権団体は、ACTV を含め、治安部隊や刑務所職員による拷問の報告を受けた。強制労働の報告も相次いだ。ほとんどの刑務所が障害者向けの収容設備がなかった。

物理的状況：全体的な過密が依然として問題であった。ウガンダ刑務所局（UPS : Uganda Prisons Service）によると、刑務所システムの最大囚人収容定員は 22,000 名であったが、実際には 48,689 名が収容されていた。人権イニシアティブ財団（FHRI : Foundation for Human Rights Initiative）は（2016 年）8 月までに 13 の警察署と 13 の刑務所を視察しており、北部の 5 箇所の刑務所のうち 4 箇所が特に過密状態であると報告した。例えばグル（Gulu）刑務所は 400 名を定員として設計された施設に 1,400 名の囚人を収容していた。刑務所当局は過密状態について、事件を適時に処理できない刑事司法制度が原因であると非難した。

（2016 年）8 月時点で、233 名の乳児が母親と一緒に刑務所で暮らしていた。一部の女性刑務所にはデイケア設備もあった。カンパラ市内の当局は裁判前被拘留者を既決囚と分けていたが、他の地域の刑務所はそうではなかった。

UPS の報告によると、（2016 年）1 月から 8 月にかけて 67 名の囚人が死亡した。死因の例としてマラリア、心筋梗塞、貧血、肺炎及び結核が挙げられた。報道によると、自殺や警察による虐待に起因する死亡も発生していた。

囚人との面談の際、FHRI が受けた報告によると、刑務所職員や囚人仲間が囚人に殴打や虐待を加えていたが、そうした報告は過去数年間よりも少なかった。例えばコボコ（Koboko）刑務所では報告によると看守が一部の囚人にリーダーの地位を割り当て、スティックを与え、これがしばしば囚人仲間の殴打に使用された。

UHRC は（2016）年中、国内 247 箇所の刑務所と 4 箇所の軍拘留施設のうち 106 箇所を検査した。UHRC は、コボコ地区とネッビ（Nebbi）地区の刑務所に保健施設がなく、囚人は医療を受ける場合、護衛付きで長い距離を歩く必要があることを認めた。カンパラ以外では、一部の刑務所で食料、水、医療、囚人を裁判所へ運ぶ手段、寝床、インフラ、及び衛生設備が不十分であった。

拘置所での食料と医療サービスの提供も不十分であった。（2016 年）8 月までに FHRI が視察した 13 箇所の警察署の被拘留者と看守によると、被拘留者は 1 日 1 食しか支給されていなかった。（2016）年中に 300 の警察署のうち 183 箇所を検査した UHRC によると、一部の警察署が容疑者に食事を与えず、またほとんどが容疑者を裁判所まで運ぶ手段を持っていなかった。

運営：記録管理が依然として問題であった。UPS は、コンピューターがないため情報を管理できないと主張した。

UPS の報告によると、人権担当コミッショナー補佐が管理者と囚人との間における申し立てを調査及び仲介した。UPS はさらに、各刑務所に苦情処理を担当する人権委員会があり、苦情をコミッショナー補佐へ伝達していることを付け加えた。刑務所当局は、未処理の苦情調査が溜まっていることを認めた。

独立的監視：当局は FHRI 及び ACTV が事前通知した上で刑務所視察を実施することを許可した。赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross）は（2016）年中に刑務所視察を実施したか否かについて、コメントを断った。

改善：（2016）年中、刑務所当局は 1,548 名の新任職員（主に刑務所長、主席刑務官実習生及び刑務所管理者補佐実習生）を採用し、UPS 職員総数は 7,448 名に増えた。しかし、UPS は、まだ 5,000 名職員が足りないことを認めた。UPS は 58 箇所の刑務所のうち 47 箇所に水洗トイレを設置し、4 箇所の刑務所を新設し、2 箇所を改築した。前年と異なり、全ての刑務所で女性用施設が別個に設けられた。UPS は妊婦及び乳児を抱える母親を収容する予算を計上し、妊婦は妊婦管理サービスと特別食を提供された。

d 恣意的な逮捕又は拘留

憲法及び法律ではそうした習慣を禁じているが、治安部隊はしばしば、野党指導者、政治家、活動家、抗議活動者及びジャーナリストを含め、人々を恣意的に逮捕及び拘留した。

警察及び治安組織の役割

UPF は、内務省 (Ministry of Internal Affairs) の管轄下に置かれ、法執行の一次的責任を負う。UPDF は国防省 (Ministry of Defense) の管轄下に置かれ、対外安全保障を担当し、暴動又は他の平和撓乱の事態が発生した場合に民事当局を補助することもできる。軍事諜報局長 (Chieftaincy of Military Intelligence) は法律上は UPDF の権限の下に置かれ、反乱又はテロ活動の疑いのある民間人を拘留することができる。他の機関の例として特に、テロ対策局 (Directorate of Counter Terrorism)、合同諜報委員会 (Joint Intelligence Committee)、特殊部隊 (Special Forces Brigade) が挙げられる。

UPF は報告によると、低賃金や車両、機器及び訓練の不足を含め、法執行職務の遂行能力を限られた資源によって制約された。UPF の監察課 (Professional Standards Unit) は警察による虐待の申し立てを、拷問、暴行、法に基づかない逮捕及び拘留、拘留中の死亡、事件関連資料の管理不行届き、そして汚職慣行を含め、調査した。警察は依然、拷問を含め過剰な武力を行使し、また刑事免責も問題であった (1.a 項及び 1.c 項参照)。

(2016 年) 1 月から 8 月にかけて、警察は、カンパラ中央警察署の元司令官、アーロン・バグマ (Aaron Baguma) を、2015 年 10 月にカンパラの実業家、ドナフ・カトゥサベ (Donah Katusabe) が殺害された事件の共犯容疑者のリストに追加せよという、公共検察長官 (DPP) の指示を無視した。(2016 年) 8 月 30 日、裁判所がバグマの逮捕令状を發布した 12 日後、かれは自首し、殺人、殺人目的での誘拐及び強盗で起訴された。裁判所は彼をキゴ (Kigo) 刑務所へ戻し、その後、保釈した。この事件は (2016) 年末時点で係属中であった。

警察と兵士は社会的暴力の防止を怠っただけでなく、時々、野党支持者も標的にした。例えば (2016 年) 7 月 12 日と 13 日、メディアは警察、兵士及び私服警官がスティックを使用して、主要な野党指導者、キッサ・ベシゲ (Kizza Besigye) がカンパラ市街地を乗用車で通過した際に彼の非武装の支持者を殴打した様子を撮影したビデオを放送した。彼らはベシゲの行進とは無関係と見られたオートバイタクシー運転手も殴打した。ある事例で、警察のトラックが方向転換して歩道に乗り上げ、ベシゲの通過車両に手を振っていた男性を背後から轢いた。警察はトラックを運転していたとされる警察官、ベノン・マトシコ (Benon Matsiko) を逮捕し、彼に内部懲罰措置を受けることになることになると告げたが、マトシコは運転手ではなかったと否認した。別の男性〔メディア関係者が後にユセフ・ルボワ (Yusuf Lubowa) と特定した、ボダドバ (Bodadoba) 2010 という政府支持派文民団体のメンバー〕が、倒れた男性の車両に轢かれた同じ膝を蹴った。報道ではルボワがベシゲ支持者に対する複数回の警察の作戦に参加していたことを示していたが、UPF は彼を知らないと主張した。警察

は内部懲罰手続を開始し、警察官 5 名と指令官 4 名を不法権限行使と警察の評判失墜で起訴した。(2016) 年末までにこれらの事件の進展は不詳であった。

複数の民間弁護士が別々に、警察監察長官 (IGP : Inspector General of Police) のカレ・カイフラ (Kale Kayihura) と上級指令官 7 名に対し、(2016 年) 7 月 12 日と 13 日の殴打事件での役割について拷問で告発する刑事訴訟を提起した。(2016 年) 7 月 21 日、治安判事裁判所は IGP カイフラと 7 名の上級警察官について、拷問容疑の罪状認否を行うため (2016 年) 8 月 10 日に出頭するよう求める刑事召喚状を発行した。民間訴追弁護士によると、これらの警察官は召喚状の受領を拒否し、誰も裁判所に出頭しなかった。(2016 年) 8 月 26 日、副司法長官 (Deputy Chief Justice) のスティーヴン・カヴマ (Steven Kavuma) がカイフラ及び他の警察官に対する刑事訴訟を中止させたとのことで、事件は裁判所が NRM 青年連盟 (Youth League) メンバー、ロバート・ルタロ (Robert Rutaro) による、彼が制度的役割を担った措置について 1 人の私人として IGP を裁く裁判所の権限に異議を唱えた請願を裁判所が解決するまで、進めることはできないとのことであった。(2016) 年末までに、裁判所はこの請願をまだ解決していなかった。

UHRC は、フォート・ポータル (Fort Portal) 地区、ムバララ (Mbarara) 地区及びアルア (Arua) 地区の警察及び地区行政機関で 232 名の治安当局者を対象に、人権研修を実施したと報告した。

UPF は、コミュニティ警察業務を拡大すべく、不特定数の新たなコミュニティ警察署を開設したと報告した。2015 年に UPF は、民間人が各自のコミュニティを「犯罪防止者」として取り締まることを許可した。犯罪防止者は、名目上は地区警察指令官の管轄下に置かれ、1~2 か月の研修を受け、逮捕権限を有する。推定上の人数は変動したが、IGP の主張によると全国で 1,100 万名の犯罪防止者が存在し、全国人口の約 3 分の 1 に相当する。UPF 当局者によると、彼らは国内の各村に 30 名ずつ、犯罪防止者を配属する意向であった。メディア及び市民団体の報告では、犯罪防止者を人権侵害者として告発した。例えば (2016 年) 4 月 18 日、リラ (Lira) 地区の主任行政官によると、彼の事務所犯罪防止者が強姦、恣意的逮捕及び拷問に関与したという報告が多数寄せられた。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

法律では、裁判官又は検察官に対し、逮捕実行前に逮捕令状の発行を要求しているが、現行犯逮捕又は犯人追跡中の逮捕は例外である。しかし、当局は容疑者を無令状逮捕することも多かった。法律では当局に対し、容疑者を逮捕後 48 時間以内に告訴するよう要求しているが、当局は容疑者をもっと長く拘留することが多かった。当局は反テロ法 (Antiterrorism

Law)の下で逮捕された容疑者を120日(死罪での告訴の場合は360日)以内に裁判に掛けるか、あるいは保釈しなければならない。この期間の満了前に事件が裁判所に提起されれば、さらなる裁判前拘留に対する制限はない。法律では当局に対し、被拘留者に拘留理由を即座に伝えるよう要求しているが、当局は必ずしもそれを実践しなかった。法律では裁判官の裁量権による保釈を規定しているが、多数の容疑者が法律を知らなかった。裁判官は概して保釈を認めた。法律では被拘留者が法定代理人を立て、弁護士に依頼する権利を規定しているが、この権利は尊重されないことが多かった。法律では政府に対し、死罪で起訴された貧しい被告人に弁護士を提供するよう要求している。無告訴で拘留された市民は検事総長局 (Attorney General's Office) に対して不法拘留の補償を求める民事訴訟を起こすことができる。治安部隊は容疑者、特に野党指導者を外部との連絡を断たれた状態で拘留したり、自宅軟禁状態にした。

恣意的な逮捕：恣意的な逮捕、特に野党指導者の逮捕が依然として問題であった。警察はしばしば、反逆罪や暴力扇動の申し立てについて「予防的逮捕」を実行した。

(2016年)2月24日、即ち地方政府選挙の日、警察は野党候補者ベシゲを自宅で拘留し、事実上、彼の投票権を奪った。(2016年)2月の選挙後、警察は断続的にベシゲを10日間の自宅軟禁状態に置いた。報告によると、警察は彼を(2016年)3月にまる1か月自宅に拘束し、(2016年)4月1日、即ち最高裁判所が大統領の当選を確認したその日に彼を釈放した。メディアや非政府機関(NGO)による幅広い報告をよそに、UPFは繰り返し、ベシゲが自宅軟禁状態であったことを否認し、またIGPは、警察は単に「ベシゲの動向を綿密に観察していた」だけであると主張した。報道によると、(2016年)5月5日、警察はベシゲの自宅軟禁を再開し、またカンパラの野党系列の市長、エリアス・ルクワゴ(Erias Lukwago)と野党幹事長のイブラヒム・スッセムツジュ・ンガンダ(Ibrahim Ssemujju Nganda)をそれぞれ自宅に拘束した。

(2016年)5月11日、ベシゲは自宅での警察の監視を逃れ、カンパラ市内へ車で移動し、そこで彼は抗議者の群衆の前で大統領就任宣誓の予行演習をしている様子を撮影された。警察はベシゲを逮捕し、遠く離れた北東部のカラモジャ(Karamoja)地域へ移送し、モロト現地の(Moroto)警察署に拘留した。2日後、ベシゲは反逆罪で起訴され、モロト刑務所へ再送致された。(2016年)5月16日、彼は弁護側弁護士と家族が移送を要求した後、カンパラ市内のルジラ(Luzira)刑務所へ移送された。彼は(2016年)7月12日まで拘留された後、裁判所が保釈した。ベシゲの反逆罪訴訟は(2016)年末時点で係属中であった。

裁判前の拘留：資金と職員が足りない非効率な司法機関、2015年以前の司法取引、そして不十分な保釈の使用に起因する、多数の未処理事件が、長い場合で7年にも及ぶ裁判前拘

留の要因であった。UPS の報告によると、囚人の 55 パーセントが裁判前被拘留者であった。司法機関は 2014 年にパイロットプログラムが成功した後、2015 年に全国規模での高等裁判所における司法取引機構を導入した。

FHRI の報告によると、警察は 2008 年にモーゼス・トゥムシメ (Moses Tumusime) を殺人容疑で逮捕した。彼が最後に裁判所に出頭したのは 2008 年で、キタルヤ (Kitalya) 刑務所に拘留されたままであった。(2016 年) 11 月、刑務所担当官の報告によると、トゥムシメはまだ再拘留されたままで、彼の資料は 2012 年に高等裁判所へ送られていた。

被拘留者が法廷で拘留の合法性に異議を唱える能力：逮捕された者は自身の拘留に対して法的異議申し立てを提起し、裁判官が拘留を不法と判定すれば速やかに釈放され、補償を受ける権利を有する。この仕組みはほとんど採用されず、滅多に成功しなかった。

恩赦：2000 年以降、政府は戦争又は政府に対する武装反乱に関与した人々が犯した全ての犯罪について、包括的、無条件の恩赦を申し出、ジュネーブ条約の重大違反、集団虐殺、無実の市民の意図的殺害及びその他、軍事的必要性のない民間人又はコミュニティに対する重大犯罪を禁じた。

e 公正な公判の否定

憲法及び法律では司法の独立を規定しているが、政府は概してこの規定を必ずしも尊重しなかった。汚職、職員不足、非効率、そして裁判所の裁定に対する行政部門の干渉が裁判所の独立性を損ねることが多かった。

大統領は最高裁判所、上訴裁判所、及び高等裁判所の裁判官と、司法業務委員会 (Judicial Service Commission) (裁判官任命に関する勧告を行う) の委員を、国会の承認を経て任命する。

最高裁判所、憲法裁判所、高等裁判所、及び下級裁判所における裁判官不足のため、司法期間は時宜に適う形で司法を実現できなかった。時々、司法制度における定足数不足が訴訟手続を妨げた。

司法汚職が問題であった。公共利益法センター (CEPIL : Center for Public Interest Law) の (2016 年) 8 月の報告によると、司法汚職は主に、有利な処遇を求めて事務員や治安判事に現金で賄賂を渡す行為であった。CEPIL の指摘によると、下級裁判所での汚職事例が比較的目立ち、また治安判事が片方の当事者に有利となるよう裁判所の裁定に公然と違反するほどひ

どかった。より上位の裁判所（高等裁判所、上訴裁判所、最高裁判所）では、汚職はあまり目立たなかった。報道によると、賄賂を要求したとの理由で下級裁判所の司法職員を警察が逮捕する事件が複数あった一方、より上位の裁判所の当局者がそのように逮捕された例はなかった。CEPIL の報告では「司法制度内での体系的汚職が人権と公衆からの信頼を損ねている」と指摘した。

裁判手続

法律では推定無罪を規定しているが、当局は必ずしもこの権利を尊重しなかった。被告人は罪状を迅速かつ詳細に伝えられ、必要であれば起訴時点から全ての上訴に至るまで通訳を無償で付けてもらう権利を有する。司法行政制度が不十分であった結果、事件の未処理が深刻化し、容疑者が迅速な裁判を受ける権利を損ねた。被告人は適時に出席し、弁護士に相談する権利を有する。法律では政府に対し、死罪で告訴された貧しい被告人に弁護士を提供するよう要求している。被告人は弁護と上訴に備える十分な時間と便宜を与えられる権利を有し、必要に応じて通訳が無償で付く。被告人は裁判前に国が使用を意図する証拠を入手する権利を有するが、この開示権は慎重を期すべき事件では絶対ではなく、当局はこの権利を必ずしも尊重しなかった。法律により、被告人は反対側証人と対峙又は質問することができ、また自分側の証人及び証拠を提示することができるが、当局はこの権利を必ずしも尊重しなかった。被告人は証言又は有罪告白を強制されてはならず、上訴権を有する。これらの権利はあらゆる集団に与えられる。

非軍事裁判は全て公開裁判である。1人の裁判官が高等裁判所で判決を下す一方、憲法裁判所及び最高裁判所では5名以上の裁判官で構成されるパネルが判決を下す。法律では軍法会議が、軍隊隊員による犯罪の実行を補助した民間人、あるいは武器、弾薬又はその他、軍隊用として確保される装備品を所持していると認められた民間人を審理することを許可している。(2016年)9月16日、高等裁判所は、26名の軍士官と共に反逆罪で起訴された国会議員(MP)、マイケル・カバジグルカ(Michael Kabaziguruka)について、軍法会議で審理されることになるという裁定を下した。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

(2016)年中、当局は多数の野党の政治家及び活動家を、政治的動機による理由で拘留した。うち多数を当局は不起訴釈放したが、他についてはテロ行為、反逆、暴力扇動、違法集会開催及び職権乱用などの罪状で告訴した。政治犯又は政治的理由により拘留された者の数に関する統計はなかった。

国際的な人権団体又は人道団体が政治的被拘留者と面会することを政府が許可したか否かについて、利用可能な情報はなかった。

(2016 年) 229 日、民主改革フォーラム (FDC : Forum for Democratic Change) は、治安部隊要員が選挙シーズン中に全国規模で支持者約 300 名を逮捕及び拘留したと主張した。UPF は様々な政党から 132 名を、違法な選挙関連活動で逮捕したと主張した。

(2016 年) 6 月 8 日と 13 日、警察は、MP であり、FDC の選挙管理委員会副委員長のマイケル・カバジグルカを逮捕し、逮捕の都度、2 日以内に釈放した。(2016 年) 6 月 26 日、警察はカバジグルカを再逮捕し、その後、キゴ刑務所へ移送し、そこで彼は (2016) 年末時点で裁判待ちの状態であった。(2016 年) 6 月 28 日、軍法会議はカバジグルカと他に 26 名 (ほとんどが軍士官) を、暴力的な政府転覆を企んだとされる反逆罪で起訴した。カバジグルカの弁護士によると、政府の直近の起訴は、2012 年のカバジグルカ及び他に 3 名に対する反逆罪訴訟 (政府が取り下げた訴訟) で使用したものと同一証拠に基づいていた。(2016 年) 7 月 1 日、野党政治家との会合において、大統領はカバジグルカを大統領暗殺未遂で告発した。(2016 年) 9 月 16 日、高等裁判所はカバジグルカを軍法会議で審理せよという裁定を下し、カバジグルカは上訴した。

民事上の訴訟手続及び救済方法

民事事案においては独立かつ公平な司法制度が存在する。被害者は人権侵害事件を通常の裁判制度又は UHRC 経由で報告することができ、UHRC は憲法の下で司法権限を有する。これらの権限には被拘留者の釈放を命ずる権限、被害者に補償を支払う権限、そして仲裁など法律上及び行政上の救済方法を追求する権限が含まれる。被害者は自分の事件を上訴裁判所へ、またその後、最高裁判所へ上訴することができるが、国際地域裁判所に上訴することはできない。民事裁判所と UHRC は人権侵害の犯人に刑事責任を負わせる能力がなく、また官僚主義的遅延が、財務的補償を認めた判決の執行を阻害していた。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

憲法及び法律ではそうした行為を禁じているが、政府がこれらの禁止の尊重を怠ったという報告が複数あった。警察は必ずしも、民家や事務所に立ち入る際、法律により要求される通りに捜索令状を取得しなかった。

反テロ法及び通信傍受規制法案 (Regulation of Interception of Communications Bill) では、政府の治安機関がテロ関連犯罪と闘う努力の一環として私的会話を傍受することを認めてい

る。政府は両方の制定法を活用して電話やインターネット通信を監視した。

政府は大学生や政府当局者(司法当局者を含む)に対し、「チャカ・ムチャカ(chaka mchaka)」として知られる、NRM の政治教育及び軍事科学研修課程への参加を奨励した。政府はこれらの課程は義務的でないと主張した一方、人権活動家や野党政治家の報告によると、当局は公務員や学生に参加するよう圧力を掛けた。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

憲法及び法律では言論及び報道の自由を規定しているが、政府はしばしばこれらの権利を制限した。

言論及び表現の自由：政府は野党による報道機関への発言を制限し、警察は政府を公然と批判した活動家を拘留した。

(2016年)2月19日と5月9日、警察はFDC党本部を強制捜査し、催涙ガスを発射し、事務所への立ち入りを阻止し、予定されていた記者会見をキャンセルした。(2016年)2月29日の報道によると、現場にいたある役人の主張によると、同党が犯罪活動を計画しているという合理的疑惑を理由に警察が現場を封鎖した。(2016年)5月9日、警察はFDCの副総書記、ハロルド・カイジャ(Harold Kaija)を、彼が記者会見中に逮捕した。報道によると、警察広報官曰く、警察がカイジャの逮捕について、「彼は並行する宣誓就任式典について記者会見を行おうとしていた」(対象者は元大統領候補のベシゲ)ことが理由であるとされ、これは(2016年)5月12日に予定されていた公式式典をパロディ化する目的でFDCが企画していた。

報道の自由：ウガンダは活発なメディア環境を有し、多数の民営の新聞、テレビ局及びラジオ局がある。これらの報道機関は日常的に様々な話題を取り上げ、政府や当局者を批判する解説を提供することも多かった。しかし、UPFのメディア犯罪課(Media Crimes Unit)は、全てのラジオ、テレビ及び出版メディアを綿密に監視し、また治安部隊は多数のジャーナリストに嫌がらせ、脅迫及び逮捕を行った。農村部に民放ラジオ局が存在したが、政府当局者や与党党員がそれらのうち多数を所有し、報道制限を課した。

ントウンガモ(Ntungamo)地区でラジオ・アンコール(Radio Ankol)を所有していた閣僚、ムウェシグワ・ルクタナ(Mwesigwa Rukutana)は職員に対し、選挙シーズン中、独立系の

政治家と野党政治家の広告を放送しないよう指示した。

暴力と嫌がらせ：治安部隊はジャーナリストに暴行した。例えば（2016 年）5 月 24 日、報道によると、アブラハム・ジェームズ・ビヤンダラ（Abraham James Byandala）は当時、ポートフォリオのない大臣であったが、彼が汚職で起訴された事件を取材していたあるジャーナリストの腹部を殴った。このジャーナリストは大臣に対する訴状を提起したが、後に取り下げた。

治安部隊はジャーナリストの恣意的逮捕も行った。例えば、地元報道によると、（2016 年）2 月 22 日、私服警官 1 名が、フリーランスジャーナリストのイサーク・カサマニ（Isaac Kasamani）が警察による野党指導者ベシゲの自宅軟禁を取材していたところ、彼の目にペッパー Sprey を吹き付けた（1.d 項参照）。（2016 年）2 月 27 日、警察は野党寄りの新聞、デイリー・モニター（Daily Monitor）に勤務するジャーナリストで、同じくベシゲの自宅軟禁を取材していたエリアサ・スッセルンジョギ（Eriasa Sserunjogi）とアブベーカー・ルボワ（Abubaker Lubowa）を逮捕した。警察は 2 名のジャーナリストを数時間、カサンガティ（Kasangati）警察署に拘留した後、無起訴で釈放した。

治安部隊はジャーナリストに嫌がらせや脅迫も行った。例えば（2016 年）1 月 10 日、報道によると、北東部のモロトで警察は、ベシゲが選挙運動行事へ向かうのを制止するために設置された道路封鎖の撮影を止めさせるべく、ジャーナリストのカメラを押収し、破壊した。地域警察指令官のリチャード・アルク（Richard Aruk）はこの行為を非難し、そして彼の事務所が事件を捜査できるようにするため、訴状を提起するようジャーナリストに助言した。

警察は外国人ジャーナリストも恣意的に拘留した。（2016 年）2 月 7 日、警察は北東部のアビム（Abim）病院の外で撮影していた BBC のジャーナリスト 2 名を逮捕した。地区警察指令官の主張によると、彼らは病院での撮影許可を保健省から取得していなかった。警察は当日の夜、彼らが無起訴で釈放した。

（2016 年）11 月 27 日、警察はケニア・テレビジョン・ネットワーク（Kenya Television Network）のレポーター兼アンカーのジョイ・ドリーン・バイラ（Joy Doreen Biira）を、彼女がルウェンズルル王宮での（2016 年）11 月 27 日の UPF と UPDF による強制捜査について報道した後、「テロ行為教唆」の罪で拘留した（1.a 項参照）。ジャーナリスト保護委員会は、「ウガンダ当局がニュースに値する出来事の報道の検閲を望んだのは十分に悪いことであるが、ジャーナリストを脅迫するためにテロ対策法を使用するのは全く度が過ぎる」と述べた。警察は翌日、バイラを釈放し、彼女はケニアへの帰国を許可された。警察はバイラをまだ起

訴していないが、事件を捜査すると主張している。

検閲又は内容の制限：政府はメディアの報道や内容を直接及び間接的に制限した。

例えば(2016年)12月6日、ウガンダ通信委員会(UCC:Uganda Communications Commission)はルウェンズルル王宮での治安部隊による(2016年)11月27日の強制捜査に関するさらなる報道を禁じ、係る報道は進行中の訴訟に影響を及ぼしかねないと主張した。

野党が先導する社会不安を煽る「反逆(Defiance)」キャンペーンは大統領の合法的な宣誓就任式典の中止を目論む憲法違反の取り組みであると主張する、(2016年)4月28日の検事総長による憲法裁判所への請願への対応として、憲法裁判所は同日、同キャンペーンによる活動の1か月間の禁止令を發布し、裁判所が検事総長の制限を再検討する時間を十分に取れるようにした。(2016年)5月5日、裁判所の裁定に言及しつつ、情報大臣のジム・ムフウェジ(Jim Muhwezi)は、反逆キャンペーンの何らかの側面又は活動取材した全ての報道機関の免許を取り消すことになると述べた。宣誓就任式典は(2016年)5月12日に行われたが、裁判所は(2016)年末までに聴聞期日を設定しておらず、また検事総長に禁止延長も要請していなかった。

多数の出版・放送ジャーナリストが、特に大統領又は大統領のインナーサークルについて報道する際、自己検閲を実践した。

名誉毀損法：当局は名誉毀損法を、政府当局者に対する批判を抑止する目的で使用した。

(2016年)4月21日、警察の犯罪捜査総局(Criminal Investigations Directorate)はデイリー・モニター紙のジャーナリスト、アレックス・アトゥハイレ(Alex Atuhaire)とヤシイン・ムゲルワ(Yasiin Mugerwa)を、刑事名誉毀損の嫌疑について尋問した。この尋問では、選挙後の暴動を扇動したという理由で閣僚を告発したルウェンゾリ地域議会のメンバーによる言明を報じた記事に焦点を当てた。

インターネットの自由

政府は、インターネット・アクセス、特にソーシャル・メディア・サイトへのアクセスの制限及び攪乱の正当化事由として、治安を引き合いに出した。

(2016年)2月17日、UCCは複数の電気通信企業に対し、(2016年)2月18日、即ち選挙日に、フェイスブック(Facebook)、ツイッター(Twitter)、ワッツアップ(WhatsApp)、及

び携帯電話財務取引サービスへのユーザー・アクセスをブロックするよう命じた。UCC の主張によると、これらのサイトを利用して社会不安や暴動を扇動しようという計画の証拠を UCC は握っていた。対象サイトはほぼ 3 日間、アクセス不能になった。

(2016 年)5 月 11 日、再び治安を引き合いに出しつつ、UCC は複数の電気通信企業に対し、国際的要人が大統領の第 5 回就任式典に出席する間、24 時間以上にわたりソーシャル・メディアへのアクセスを不能にするよう命じた。

テロ対策法、通信傍受規制法案 (Regulation of Interception of Communications Bill)、及びコンピューター悪用規制法 (Computer Misuse Act) を引き合いに出しつつ、政府はインターネット通信を監視した。UCC によると、国民のインターネット利用率は約 37 パーセントであった。

大統領の健康状態に関するフェイスブックでの投稿によって大統領のプライバシーを侵害したとされる容疑で 2015 年 6 月に逮捕され釈放されていたロバート・シャカ (Robert Shaka) の訴訟が続いていた。

学問の自由と文化的行事

政府は時々、学問の自由と文化的行事を制限した。当局は引退した元最高裁判所裁判官であり、以前は NRM に忠実であったが批判的に転じた、ジョージ・カニエイハンバ (George Kanyeihamba) が、(2016 年)2 月の選挙に関してマケレレ大学の法科学者に講義することを阻止した。人権平和センター (HURIPPEC : Human Rights and Peace Center) の報告によると、政府当局者が政治的所属を根拠に、公立大学での学術的任命にも影響を及ぼした。

HURIPPEC の報告によると、政府当局者は政治的テーマを取り上げた映画及び音楽発表を禁止、検閲、取り消し、又は制限しようと試みたり、行政機関を批判したりした。当局者は、平和な選挙と権限委譲を訴えたロバート・キャグラニイ (Robert Kyagulanyi) の「Ddembe」(自由)という歌を禁止しようとしたが失敗した。報道によると、ウガンダ放送社 (Uganda Broadcasting Corporation) はこの歌の放送を拒否し、当局者はラジオ番組ディレクターに放送しないよう指示した。UCC は、政府がこの歌を禁止したことを否認した。HURIPPEC はさらに、カンパラの街中で幅広く配布されていた、ウガンダの歴史に関する無料 DVD を政府が禁止したことも報告した。警察はその DVD を「不適切で暴力的な内容」として、所持を犯罪と見なした。

b 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

憲法では集会及び結社の自由を規定しているが、政府はこれらの権利を尊重しなかった。政府は 2013 年公共秩序管理法（POMA : Public Order Management Act）を使用して、特に野党や政府に批判的な人々の集会権を制限した。同法では集会の企画又は主催を希望する人々に多大な官僚主義的負担を課し、また UPF に集会を阻止する権限を与えている。

大統領選挙の途中と選挙後、UPF 当局者は予定されていた野党の集会や会合を妨害し、場合によっては当局が許可を与えていた場合でもそうであった。多くの場合、UPF は公開会合開催要請に何ら公式回答を提供しなかった。

（2016 年）2 月 15 日、即ち大統領選挙運動最終日に 2 度にわたり発生した事件において、UPF 当局者は選挙管理委員会が承認したキャンペーン集会にベシゲが姿を見せることを、彼のアクセスをブロックすることによって妨害した。警察は集会会場に集まった支持者に催涙ガスを発射して解散させた。両方の事件の間に警察はベシゲを逮捕した後、無起訴で釈放した。報道によると、2 回目の事件の際、警察は群衆を解散させるために実弾も発砲した結果、民間人 1 名が死亡した。

（2016 年）2 月 19 日、選挙の翌日、警察は複数の FDC 幹部を逮捕し、党本部を封鎖し、予定されていた FDC の記者会見をキャンセルした。FDC 支持者が抗議のため党本部に集まった際、報告によると警察は催涙ガスと実弾を発射して群衆を解散させ、支持者 8 名を逮捕した。

選挙後、UPF は、犯罪実行を防止するために警察が人々を排除及び拘留することを可能にする、UPF が有する合法的な「予防的逮捕」権限と、野党指導者に嫌がらせするための POMA を引き合いに出した。警察は複数の野党指導者を集会や行進の開催準備段階で「予防的に」逮捕し、概してその日のうちに釈放した。警察はしばしば、ベシゲ及び他の野党指導者を自宅に軟禁し、政治イベントに参加できないようにした。警察はベシゲが自宅を出ることを許可した際、支持者又は党幹部との会合を防ぐため、彼を逮捕した。FHRI の報告によると、（2016 年）2 月 22 日、ベシゲが選挙結果に異議を唱えるための書類を集めようと選挙管理委員会に出向こうとした後、警察はベシゲを逮捕し、ナッガラマ（Naggalama）警察署に再送致した。IGP カイフラによると、ベシゲの目的は支持者を集めて市内で騒乱を引き起こすことであったが、これは POMA 違反であった。

FDC の「自分の票を自由に」（Free My Vote）という、大統領選挙結果の独立的監査を要求

した運動への対応として、警察はしばしば、祈祷者集団を含む平和的抗議集会を解散させ、抗議活動主催者を逮捕した。

FDC が（2016 年）5 月 5 日に大統領選挙結果に異議を唱えるための抗議を全国規模で呼び掛けたことへの対応として、憲法裁判所所長兼副司法長官のスティーヴン・カヴマは、「（2016 年）5 月 5 日又は他の日に予定されているデモ又は行進を含め（ただしこれらに限らず）、デモ、行進、他の公開会合、メディア・キャンペーン又は発表」を FDC が企画することを禁ずる命令を發布した。（2016 年）5 月 6 日の報道によると、警察は野党支持者 88 名を、禁止されたデモへの参加を理由に逮捕した。

結社の自由

憲法及び法律では結社の自由を規定しているが、政府は必ずしもこの権利を尊重しなかった。（2016 年）1 月 30 日、大統領は 2015 年 11 月に国会で可決した NGO 法に署名した。この法律には NGO に対し、活動する各地区の地元の NGO 監視委員会、地方政府及び関連省庁から承認を得て登録し、活動するよう要求する条項が含まれる。同法では NGO が「ウガンダの利益とウガンダ国民の尊厳を毀損する」行為に関与することも禁じている。同法の差別的側面により、LGBTI 組織は NGO として登録することができない。

総務省（Ministry of Internal Affairs）の管轄下に置かれる NGO 審議会（NGO Board）は NGO の活動を規制し、登録を承認する。同審議会は治安当局を含む様々な省庁の代表者で構成される。

FHRI の報告によると、（2016）年中、複数の侵入者が様々な NGO 事務所に押し入り、コンピューター、ファイル及び他の情報源を奪取した。犯罪の性質は、実行犯を追跡する警察の措置が限られたことと相まって、被害を受けた組織の一部が政府の関与を疑う事態に繋がった。（2016 年）5 月 22 日に発生した事件では、閉回路テレビ（CCTV）の映像から、正体不明の侵入者 4 名が、性的少数派の法的支援を提供する人権意識促進フォーラム（HRAFP : Human Rights Awareness and Promotion Forum）のカンパラ事務所に押し入る様子が分かった。翌朝、HRAFP の職員が、侵入当時勤務していた警備員の遺体を、文書、テレビ画面及び鍵と併せて、同機関の複合施設で発見した。HRAFP が事件を通報した 2 時間後に警察が現場に到着したが、（2016）年末までに捜査は全く始まっていなかった。

（2016 年）4 月 10 日、ジャーナリスト人権ネットワーク（HRNJ : Human Rights Network for Journalists）の職員によると、ある日の深夜、HRNJ のカンパラ事務所を訪れた女性が警備員に、鎮静剤が加えられた食料を差し出した。CCTV の映像から、警備員が明らかに意識を

失った後に男性 4 名が施設に侵入し、荒らし回った様子が分かった。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (*International Religious Freedom Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

憲法及び法律では国内移動、海外渡航、国外移住及び本国送還の自由を規定している。

政府は国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 及び他の人道支援機関と協力して、国内避難民、帰還難民、亡命希望者、無国籍者及び他の関心対象者へ、保護と支援を提供した。

難民の保護

庇護へのアクセス：法律では庇護又は難民地位の認定を規定し、政府は難民に保護を提供するための制度を既に確立した。政府は難民と亡命希望者に安全な避難所を一貫して提供した。(2016 年) 11 月時点で、UNHCR は政府と共同で、様々な国籍の難民及び亡命希望者を推定 898,000 名、登録していた。これらのうち 270,000 名がコンゴ民主共和国から、476,000 名が南スーダンから来た人々であった。他の出身国にはブルンジ、ソマリア、ルワンダ、及びエリトリアが含まれた。政府は一時的保護、再定住及び他の長期的対策を含め、難民に十分な保護を提供した。

(2016 年) 7 月時点で国内に 39,000 名の亡命希望者が居た。UNHCR によると、政府は未処理案件の解消においてほとんど進歩がなかったが、それは難民上訴委員会 (Refugee Appeals Board) が 2014 年以来、機能していなかったためである。

政府は、中止条項の実施及び 1999 年より前にウガンダに到着した約 4,000 名のルワンダ人難民に付与された包括的難民地位の向上を掲げた UNHCR の 2012-13 年勧告を遂行しなかった。政府によると、政府は中止条項を実施しない意向である一方、これらの長期難民の現地融合及び恒久的法的地位に関する曖昧さが未解決のままであると述べた。政府は、長期滞在中の難民が帰化を通じて市民権を得ることを可能にする (ほとんどの場合、20 年超の存在が必要である)、2015 年 10 月の憲法裁判所の裁定の範囲に該当する難民を帰化させるための行政手続を、まだ十分に実施していなかった。

基本的サービスの利用：政府は、公衆衛生、教育及び他のサービスを、難民が市民と同様に無償で利用することを許可したが、サービスを求めている一部の難民に対する、言葉の壁又は外国人嫌いに起因する差別の事例報告が複数あった。首相府難民委員会（Refugee Commission of the Office of the Prime Minister）、UNHCR 及びその実施パートナー、そして他にも複数の NGO が、アクセスに対する障壁の低減に取り組んだ。

恒久的解決策：政府は諸外国からの再定住目的での難民を受け入れなかったが、諸外国での難民再定住に向けた UNHCR の取り組みを推進した。政府は難民の自宅への安全な自主的帰還を支援した。

第 3 節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法及び法律では市民に、普遍的かつ平等な参政権に基づく自由かつ公正な定期的選挙を通じて政府を交代させる能力を与えている。とは言え、(2016 年) 2 月 18 日の大統領選挙及び国会議員選挙は、深刻な反則によって台無しにされた。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：(2016 年) 2 月 18 日、ウガンダは 1986 年にムセベニ大統領が権力を握って以来、5 回目大統領選挙と議会選挙を行った。大統領は得票率 61 パーセントで再選を勝ち取り、FDC 候補者のベシゲが 36 パーセントで第 2 位であった。与党 NRM 党は 431 名の議員から成る一院制議会で約 70 パーセントの議席を獲得した。

国内外の選挙観測筋によると、今回の選挙は、信用できる民主選挙の国際標準に届かなかった。コモンウェルス観察団（Commonwealth Observer Mission）の報告ではプロセスの瑕疵を指摘し、また EU の報告書では脅迫の雰囲気と、警察による野党支持者、メディア労働者及び一般市民に対する過剰な武力的行使を指摘した。国内外の選挙観測筋が、偏った報道と、選挙管理委員会（EC）の透明性と独立性の欠如を指摘した。

メディアは有権者の贈収賄、多重投票、投票箱に詰め物をする行為、そして選挙区及び地区の結果の改竄を報じた。

投票当日の投票用紙を含む投票材料の遅配が、多数の有権者から選挙権を奪った。最も顕著な遅延は 8 時間にも及び、野党の関係地域、例えばカンパラ地区やワキソ（Wakiso）地区で発生した。EC は、投票開始が遅れた多数の投票所で投票時間を午後 4 時 00 分から午後 7

時 00 分に延長した一方、最も遅れた投票所のうち 30 余りの投票所で当局者が投票を中止し、翌日に延期した。

(2016 年) 2 月 19 日から 29 日の 10 日間、野党候補者は選挙結果に異議を唱えることができるが、警察はベシゲを自宅軟禁し、弁護士や党幹部との連絡を制限した。ベシゲの弁護士は、警察の措置によってベシゲが投票結果に対する合法的な異議申し立てを提出することができなくなったが、第 3 位のアママ・ムババジは選挙結果に異議を唱えることができた、と主張した。(2016 年) 3 月 20 日、最高裁判所はムセベニの勝利を支持し、選挙プロセスの前と途中での選挙関連法の如何なる不遵守が生じていても結果に実質的に影響しないという裁定を下した。(2016 年) 8 月 26 日、最高裁判所は、選挙運動財務改革や、全ての候補者の国営メディアへの平等なアクセスを含め、公正さを高めるための選挙関連法の改正を勧告した。最高裁判所は検事総長に対し、政府による改革実施について 2 年以内に報告するよう指示した。

政党及び政治的な参加 : EC によると、29 の政党が登録されていた。治安部隊は野党指導者を恣意的に逮捕及び拘留し、野党支持者を殴打した。与党 NRM 党は制限を受けずに活動し、定期的に集会を開き、政治活動を実施した一方、当局はしばしば、野党や批判的な市民社会団体の会合開催又は活動実施を妨害した。当局は野党がメディアにアクセスすることを否認した。

選挙の民主主義を求める市民同盟 (Citizens' Coalition for Electoral Democracy)、FHRI、及び市民選挙観察団ネットワーク (CEON-U : Citizens' Election Observers Network) など国内の選挙観察団の報告によると、当局が一部の投票所や地区集計センターで観察者のアクセスを否認した。報告によると、一部の集団が選挙プロセスを批判する報告を公表した後、治安部隊が指導者を尋問した。一部の地区では、大統領の地区レベル代理人である居住者地区委員が認定委員会に対し、CEON-U の観察者の認定を否認するよう命じた。

女性及びマイノリティーの参加 : 法律では、選挙において以下の通り、特別利益集団のための議席を用意するよう要求している : 女性に 117 議席、労働者に 5 議席、障害者に 5 議席、若者に 5 議席、及び UPDF に 10 議席。ある単一の、政府が支援する NGO が選挙カレッジ・プロセスを企画し、5 名の障害者を選出した

様々な文化的要因が女性の政治的参加を制限した。CEON-U の報告によると、アコリ (Acholi)、ルウェンゾリ (Rwenzori)、ブガンダ (Buganda)、カラモジャ (Karamoja)、テソ (Teso)、及びランゴ (Lango) の各地域で、特に女性を標的にした選挙関連脅迫事件が発生した。さらに、CEON-U の報告によると、立候補に必要な手数料を引き上げる改正法に

より、男性と比べ財源へのアクセスが少ない女性が不釣り合いに影響を受けた。法律では政治的公職に就くことを希望する候補者は政府に返金不可の立候補手数料を支払うよう要求しており、費用は役職によって変動する。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

2009年汚職防止法（Anticorruption Act）では、有罪判決の場合の最長12年の懲役を含む、公務員汚職に対する刑事罰を規定している。2015年の同法改正では有罪判決を受けた者の財産没収を義務付けている。とは言え、政府はこの法律を効果的に実施せず、当局者は頻繁に汚職慣行に関与し、刑事責任を免れた。汚職対策を担当する政府機関は政府の最高レベルでの汚職との闘いに向けた政治的意欲を欠き、多数の汚職事件が何年にもわたり係争中のままであった。（2016）年中、メディアが多数の政府汚職事件を報じた。

警察は贈収賄、強要及び汚職に加担した複数の警察官を逮捕し、停職処分とした。当局は複数の判事及び裁判所職員を、偽造のほか、贈収賄でも逮捕した。

2015年6月期についての監査長官による年次監査所見では、政府が調達ルールを軽視し、内部統制の実施を怠り、適切な認可なしに資金を支出したと結論付けた。

汚職：2015年の監査報告書では、政府が総額7兆7,000億シリング（22億ドル）のダム2箇所の建設について、国際公開入札を行わずに工学的サービスと建設サービスを直接調達したことにより、調達関連法に違反していると指摘した。同報告書では、空港に至る幹線道路建設のための政府による直接のサービス調達費用が市場レートを超えているとも結論付けた。同報告書によると、政府は公共サービス省（Ministry of Public Service）が存命を確認できていない受給者に110億シリング（310万ドル）を超える年金支給を行った。

（2016年）2月26日のグローバル・ファンド（Global Fund）の報告によると、政府は、政府が運用する倉庫に保管されていた2,140万ドル（749億シリング）分の寄贈された医薬品と、政府に支給された240万ドル（84億シリング）分の寄贈されたテストキットを、対象医療施設が受領していなかったことについて、説明を怠った。さらに、同報告書によると、政府は無償で配布されることになっていたコンドームの売却から発生した200,000ドル（7億シリング）についても説明できなかった。報告によると、政府はグローバル・ファンドが助成した抗マラリア薬を合意価格より50パーセント高い価格で売却し、差額について説明しなかった。

（2016年）8月、DPPは5名の容疑者を、政府を相手取った訴訟で年金受給者の代理を務

めたある法律事務所からの 154 億シリング（440 万ドル）を流用する目的での政府制限の流用、窃盗、偽造、及び横領共謀の罪で起訴した。容疑者のうち 3 名は、2013 年に公共サービス省と財務省所属の当局者が関係した公金横領事件でも告発されていた。申し立てによるとこれらの当局者は 2,605 名の幽霊年準受給者の捏造により、政府年金基金から 1,650 億シリング（4,700 万ドル）余りを横領していた。この事件では 8 名の当局者が汚職で起訴されたが、裁判所は、2 年経っても政府が証人の提示を怠った後、2015 年 4 月に訴訟を棄却した。2015 年 8 月、DPP は訴訟を再開し、同じ 3 名の当局者を、880 億シリング（2,500 万ドル）の政府基金を不正流用したとされる汚職で起訴した。（2016）年末時点でこれらの訴訟は係属中であった。

（2016 年）5 月 25 日、大統領直属の審問委員会（Commission of Inquiry）は、ウガンダ国家道路庁（UNRA : Uganda National Roads Authority）における汚職について実施した調査の所見を公表した。この審問では UNRA 当局者が最大 9 兆シリング（26 億ドル）を 2008 年から 2015 年にかけて不正流用した。同報告書では「劇的な回転と取引、インサイダー取引及び明白な詐欺」を指摘した。同報告書では当局者 90 名の訴追と資産没収を要求した。大統領は政府監察長官（IGG）、犯罪捜査・諜報部（Criminal Investigations and Intelligence Department）長、警察、及び監査長官局に対し、同報告書に基づく捜査の実施を命じた。しかし、（2016 年）7 月 14 日、高等裁判所は捜査を一時停止し、これは同報告書の所見に対して Dott Services Ltd. と General Nile Company for Roads and Bridges の建設会社 2 社が出した異議申し立てによるもので、両社は同報告書における含意が不公正で、事業を害するものであると主張した。この訴訟は（2016）年末時点で係属中であった。

資産公開：公務員は、就任後 3 か月以内及びその後 2 年おきに、自分、配偶者、子ども及び扶養家族の所得、資産及び負債を開示するよう要求される。この要件は 42 種類の役職区分に適用され、特に閣僚、MP、政党指導者、司法機関当局者、常勤秘書、及び政府諸部門の長が含まれる。これらの資産公開は公式に公開情報と見なされるが、IGG は個別の請求に対応する形で記録を公表するのみである。公務員は資産公開後、6 か月以上にわたり離職する場合、任期を終える段階で財務情報を再提出するよう要求される。IGG は法令遵守状況の監視に責任を負い、罰則には警告又は注意、降格、解雇、及び休職が含まれる。トランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International）によると、ほとんどの当局者が開示要件を遵守しておらず、遵守している場合でも資産を過少報告する傾向にあった。

情報の一般公開：2005 年情報公開（ATI : Access to Information）法では、政府情報の一般公開を規定しているが、同法は効果的に施行されていなかった。政府がそうした情報を公開することはほとんどなかった。同法では個人がどの政府部門についても情報公開を請願す

ることを認めている。しかし、秘密法（Secrecy Act）では公務員が情報を明かすことを禁じている。調査メディアのためのハブ（HIM : Hub for Investigative Media）という、政府の透明性を促進する地元 NGO によると、情報の一般公開の権利を知っている市民はごくわずかで、政府当局者は請求への回答が遅い、請求を不適切に否認する、又は全く回答しなかった。HIM は、情報提供を拒否した政府部門に対する訴訟を 39 件提起してきた。アフリカ情報自由センター（Africa Freedom of Information Center）の報告によると、ATI を施行するための政府予算 100,000 ドル（3 億 5,000 万シリング）は、政府当局者の訓練と一般市民の意識高揚には不十分であった。政府は治安又は主権を理由に情報請求を拒否することができ、また法律では内部紛争解決プロセス又は裁判所を通じた是正を規定している。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内及び国際的な人権団体の一部が、政府からの制限を受けずに活動し、人権関連事件を調査し、所見を公表していた。当局は地元の LGBTI 関連団体の公式な地位を、差別的な法律を背景に拒否して登録を妨げていたが、一方でガバナンス、人権、及び政治的参加の分野に取り組む NGO が時々、異常な監視を受けたり、閉鎖を盾に脅されることもあった。政府は国内外の人権団体の懸念に対応しないことが多く、また政府当局者は治安部隊による人権侵害に関する NGO の主張を却下することが多かった。

例えば（2016 年）3 月 4 日、複数の NGO が反対派の抗議を取り上げたジャーナリストの逮捕を批判した後、警察の広報官は批判を真実でないとして却下し、これらのジャーナリストは「警察官の公務執行を妨害し、合法的命令に従わなかった」と主張した。

（2016 年）6 月の HRAFPF の報告によると、警察は、民間警備員が殺害された事務所侵入事件の捜査を拒否したが、HRAFPF は事務所内の侵入者を示すテレビ映像を警察に提供した。報道によると、警察の広報官は HRAFPF の幹部を侵入事件の「首謀者」として告発した。

国連又は他の国際機関：2015 年 12 月、世界銀行は 2 億 6,500 万ドル（9,270 億シリング）相当のウガンダ輸送部門開発事業（Uganda Transport Sector Development Project）をキャンセルしたが、これは事業現場近くに住む複数の未成年少女との契約による性的不正行為及び虐待、女性従業員に対するセクシャル・ハラスメント、及び児童労働の申し立てに政府が対処を怠ったことが原因であった。世界銀行は、政府が虐待防止に向けた適切な措置を確立すれば資金拠出を再開するという意向を発表した。（2016 年）1 月、キャンセルへの対応として、ムセベニ大統領は事業における政府の監督者の逮捕を命じたが、（2016）年末までに虐待で起訴されていたのは低レベルの労働者だけであった。（2016 年）5 月 16 日の報道

によると、フォート・ポータル治安判事裁判所は 3 名を法定強姦罪で起訴した。(2016 年) 6 月、独自の資金で事業を再開した後、国家道路庁の幹部は公然と、係る違反は許容されないと警告し、自身の機関が事業の進捗を綿密に監視すると約束した。(2016 年) 5 月、UNRA は、影響を受ける事業区域内での労働搾取と性的虐待からの少女の保護に関するコミュニティ研修会を後援した。

政府の人権団体：：UHRC は、憲法により、人権侵害の申し立ての調査、被拘留者の釈放の指示、及び虐待被害者への補償を行う、準司法権限を付託された機関である。大統領は、委員長及び委員から成る委員会を任命する。前年と異なり、(2016 年) 2 月以降、UHRC は必要定数 3 名を委員に就任させ、同月、大統領が元委員 3 名を再任命し、新たに 2 名を任命した。

UHRC は、軍隊及び警察部隊を含め、人権侵害容疑者を追跡し、また全国各地に 21 の支部があった。(2016 年) 8 月 1 日、UHRC は 2015 年版年次報告書を公表し、その中で 4,227 件の申し立てがあったと指摘し、これは 2014 年と比べ約 8 パーセントの増加であった。連続 6 年間にわたり、申し立て件数が最も多かった (50 パーセント超) 対象機関は UPF で、13 パーセントが UPDF に対する申し立てであった。拷問及び残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰が関係する申し立てが最も多く、次いで 48 時間を超える拘留、育児放棄、土地紛争及び生命剥奪であった。同報告書では司法省に対し、人権侵害被害者に支払われるべき未払いの 50 億シリング (143 万ドル) を超える補償金の支払も強く促した。2015 年に支給された 5 億 7,900 万シリング (165,000 ドル) のうち、ほとんどが UPF による違反、次いで UPDF による違反、そして UPF の迅速対応部隊／暴力犯罪撲滅部隊 (Rapid Response Unit/Violent Crime Crack Unit) による違反から生じていた。

多数の人権活動家が、UHRC は上級レベルの虐待実行犯の捜査又は特定に向けた政治的意欲も足りない、と主張した。他の観測筋は UHRC の 2015 年版報告書を、特定された人権問題の範囲と勧告 (「情報取得時における拷問の回避」のために警察が最新の捜査技法を採択する旨の勧告を含む) について称賛した。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：法律では強姦を刑事罰の対象とし、終身刑又は死刑の対象となり得るが、法律では配偶者強姦を取り上げていない。刑法では強姦の定義を、「女性又は少女との当人の同意のない不法な交接」としている。男性が男性の強姦で告

発された場合、「自然の理法に反する、任意の人との交接」を禁ずる、刑法第 145 条 (a) 項の下で審理される。法律ではドメスティック・バイオレンスも刑事罰の対象とし、有罪の場合は最長 2 年の懲役を規定している。

強姦は依然、国中で深刻な問題であったが、政府は法律を効果的に執行しなかった。政府は強姦犯を逮捕、訴追し、有罪判決を下したが、強姦罪は報告件数が著しく少なく、また警察はほとんどの事件を捜査しなかった。ドメスティック・バイオレンス保護センター (CEDOVIP : Center for Domestic Violence Protection) の報告によると、治安当局者は性的暴行を受けたという女性の主張を懐疑的に捉えて対応することが多かった。警察は刑事犯罪科学的な証拠収集能力を欠いたため、訴追や有罪判決が阻害された。法律では性別に基づく暴力に関する警察の訓練を義務付けているが、CEDOVIP によると訓練は大抵、一時的なもので、参加率も低かった。

2015 年 6 月までの UPF 犯罪報告書は利用可能な最新版であるが、10,163 件の性犯罪報告が記載されており、うち 787 件が強姦、8,954 件が凌辱、308 件が強制猥褻、56 件が近親相姦、そして 58 件が「反自然的犯罪」であった。グル地区警察が (2016 年) 4 月 1 日にメディアに語ったところによると、同警察は月平均 60 件の法定強姦を登録し、ほとんどが 14 歳未満の少女が関係していた。ウガンダ女性弁護士協会 (FIDA : Uganda Association of Women Lawyers) によると、強姦及び法定強姦が関係する事件が裁判に持ち込まれ完了することはほとんどなく、これは一部に社会的要因が背景にある。親、夫、地元指導者、警察、検察官、そして時には裁判所までも、事件を法廷外で決着するよう圧力を掛けた。FIDA によると、これらの決着は大抵、強姦犯が処罰されないままとなり、他の被害者が救済を求めることを躊躇させてしまう。

政府が 5 年おきに実施する 2011 年の人口統計・健康調査 (DHS : Demographic and Health Survey) によると、15 歳～49 歳の少女／女性の少なくとも 27 パーセントが、2010 年に何らかの形態のドメスティック・バイオレンスを経験していた。同じ調査で、既婚女性の少なくとも 56 パーセントが結婚生活において何らかの形態のドメスティック・バイオレンスを受けた経験があったことも分かった。UPF の児童・家庭保護課 (Child and Family Protection Uni) の代表者によると、被害者はドメスティック・バイオレンスを報告しないことが多く、それは社会が概してドメスティック・バイオレンスを犯罪と捉えず、また警察官もそれを重大犯罪と捉えないことが多いからである。

2015 年に複数の地元 NGO が、国内 112 地区のうち 11 地区でホットラインを運営していた。政府は地元及び国際的 NGO、そしてローマ・カトリック教会など宗教機関と共に、人権侵害としてのドメスティック・バイオレンスに対する理解の強化に取り組んだ。いくつかの

NGO が、アクション・エイド (Action Aid)、ミフミ (Mifumi)、及びウガンダ女性ネットワーク (Uganda Women's Network) を含め、ドメスティック・バイオレンス避難所を運営していた。アクション・エイドは、運営する避難所において毎日 3 名～10 名のドメスティック・バイオレンス被害者を受け入れていると報告した。CEDOVIP は性別に基づく暴力の被害者に緊急医療、法的支援、警察署までの輸送及び他のサービスを提供するための基金を運用していた。

(2016 年) 8 月 17 日の司法機関の報告によると、立場の弱い証人、特に児童や性的暴行被害者が、攻撃者とされる人物と同じ部屋に居なくても証言できるよう、視聴覚リンク技術が法廷システムに導入された。FIDA の報告によると FIDA は司法機関と協力して、被害者のための特別法廷セッションを企画することにより、法廷システムを通じて性別に基づく暴力事件の審理の迅速化を図った。

(2016 年) 8 月 17 日、内閣は、2010 年ドメスティック・バイオレンス防止法 (Domestic Violence Act)、2010 年女性器切除禁止法 (Prohibition of Female Genital Mutilation Act)、及び 2009 年人身売買防止法 (Prevention of Trafficking in Persons Act) を含む、性別に基づく暴力に対する法律を施行するために資金を配分するよう政府に要求する政策を可決した。(2016 年) 11 月 25 日、ジェンダー・労働・社会開発担当大臣は、性別に基づく暴力の撲滅、ジェンダー平等の促進、及び女性の昇進に対する障壁の解消に向けた、5 か年国家行動計画を立ち上げた。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C): 法律及び憲法では女性及び少女の FGM/C を禁じており、また有罪判決を受けた実行犯の刑罰を最長 10 年の懲役と定め、あるいは FGM/C の最中に被害者が死亡した場合は終身刑が最も重い。(2016 年) 2 月に更新された国連児童基金 (UNICEF) の統計によると、50 歳未満の女性の 1 パーセントが FGM/C の経験者であった。政府、女性団体および複数の国際機関がこの習慣に対し、教育や生計技能訓練を通じて対処した。これらのプログラムは、地元指導者からも何らかの支援を得ながら、伝統的な権威のある人物との密接な協力と、仲間同士のカウンセリングを重視した。とは言え、農村部のカプコルワ (Kapchorwa) 地区のサビニー族や、北東部のケニア国境に沿ったポコト (Pokot) 族の人々がこの習慣を続け、サビニー族の習慣はタイプ I と II、ポコト族の習慣はタイプ III であった。

複数の地元 NGO が、性と生殖に関する教育とコミュニティの健康 (Reproductive Education and Community Health) やカプコルワ市民団体連盟 (Kapchorwa Civil Organizations Alliance) を含め、地元地域で法律規定、罰則、及び FGM/C に伴う危険を教えるドラマ・演劇会を開催した。2015 年 12 月、サビニー族の文化の日の祝賀会がブクウォ (Bukwo) 地区で開かれ

た際、ブクウォ年長者連合（Bukwo Elders Union）の議長を務めるムゼイ・アングリア・ステフェン（Mzei Anguria Stephen）が率いるサビニー族指導者代表団が公然と FGM/C を非難し、そしてサビニー族の人々にこの慣行を止め、娘達に教育するよう強く促した。（2016 年）7 月、ポコトの年次文化記念日がアムダット（Amudat）地区で開かれた際、地区議長が、地元指導者達が FGM/C との闘いを強化することを決議し、これは地元地域の多数の幼い少女の命を救うことになる、と述べた。国連人口基金（UNFPA）は FGM/C との闘いに向け、地元の協会と協力した。

（2016 年）4 月 23 日の報道によると、東部のカプコルワ地区で複数の妊婦が、FGM/C を受けていることを医療従事者に明らかにすることを避けるため、自宅での出産を選択した。この慣行は、地区内での乳児と母親の死亡率が高くなるという、不幸な結末をもたらした。

他の有害な伝統的習慣：報道によると、儀式的児童殺害事件が複数あった。キャンピシ（Kyampisi）の育児関連省庁の（2016 年）2 月の報告によると、6 名の児童が選挙シーズン中、政治家立候補者に幸運をもたらす儀式の一環として身体を切断され、殺害された。人身売買対策調整局（Coordination Office to Combat Trafficking in Persons）の報告によると、（2016 年）6 月にかけて 9 名が儀式的殺害の被害者となった。

（2016 年）5 月 25 日、警察はハーバート・ウェレ（Herbert Were）が 8 歳の弟の頭部を抱えているところを見つけ、逮捕した。警察によると、ウェレは、自分が裕福になると約束した「イルミナティ」（illuminati）というカルト宗教に加入する前提条件として弟を斬首したことを告白した。

セクシャル・ハラスメント：法律ではセクシャル・ハラスメントを刑事罰の対象とし、罰則として最長 14 年の懲役を規定しているが、当局は法律を効果的に執行しなかった。セクシャル・ハラスメントは家庭、学校、大学及び職場で蔓延する深刻な問題であった。ジェンダー・労働・社会開発省（MGLSD：Ministry of Gender, Labor, and Social Development）の報告によると、報復に対する恐怖心から、ハラスメントの報告を嫌がる被害者が多い。

性と生殖に関する権利：夫婦及び個人は子どもの数、年齢差及び出産時期を決める権利を有し、性と生殖に関する健康を管理し、それを実行するための情報と手段にアクセスすることができ、差別、強制又は暴力を免れる権利を有するが、家族計画に関する情報や支援へのアクセスは困難で、特に診療所がほとんどない農村部で顕著であった。2011 年の DHS によると、既婚女性は 3 人に 1 人の割合で出産を遅らせる、又は子どもの年齢差を空けることを望んでいるが、家族計画補助を利用できない状況であった。15 歳～49 歳の女性及び少女のうち、36 パーセントが現代的な避妊方法を使用していた。女性は、信仰によって課

せられる宗教上の制限という課題にも直面した。

保健促進・社会開発同盟（Coalition for Health Promotion and Social Development）という NGO が（2016）年中に実施した研究によると、多くの場合、家族計画に対する男性の支援不足、あるいは積極的な反対が、避妊法の使用を躊躇させる主な抑止力であった。（2016 年）8 月、政府が運営する国営医療用品販売店（National Medical Stores）の広報官の報告によると、男性は避妊法の使用を理由に妻に嫌がらせしたり、殴打する例が多かった。

世界保健機関（World Health Organization）によると、ウガンダの妊産婦死亡率は生児出生 100,000 件当たり 343 件であった。保健当局者は高い妊産婦死亡率の原因を、分娩中の医学的合併症と、医療施設における合併症管理能力が限られていることにありと捉え、さらに、農村コミュニティでは医療施設にアクセスできないことも多いと指摘した。UNFPA によると、熟練の医療従事者が出産に立ち会った割合はわずか 57 パーセントであった。

2015 年 6 月、保健省は危険な中絶に関連する罹患率及び死亡率の低減に向け、家族計画サービスや合法的な中絶後のケアとサービスへのアクセス向上を含む、標準とガイドラインを確立した。逮捕に対する恐怖心から、医療専門家は中絶処置を受けた女性の世話をすることを望まないことが多く、それは中絶を実施したことで警察に告発されることをサービス提供者が恐れるからである。中絶は刑事犯罪であり、開業医は懲役 14 年以下、母親は 7 年以下の懲役に処せられる可能性がある。

差別：法律では女性に、男性と同じ法的地位と権利を与えている。しかし、女性に対する差別が蔓延し、特に農村部で顕著であった。複数の地元 NGO の報告によると、離婚、雇用、事業や財産の所有又は管理、教育及び他の分野で女性に対する差別が多発していた。多数の慣習法において、養子縁組、結婚、離婚及び相続に関して女性を差別している。多数の区域で地元の慣習法の下、女性は財産を所有又は相続することができない、あるいは子どもの親権を保持できない。多数の区域における伝統的な離婚法では女性に対し、姦通を証明する場合、男性よりも厳格な証拠基準を満たすよう要求している。一夫多妻制は、慣習法とイスラム法双方の下で合法である。一部の民族集団において、男性は死亡した兄弟の寡婦を「相続」することができる。

（2016）年中、CEDOVIP は、寡婦が夫婦財産、住宅及び子どもへのアクセスを姻族から否認されたという事例を 18 件、特に、女性の名前が財産書類から末梢されたという例や、女性が一夫多妻の関係にあったという例を受理した。法律では同居人の関係を認めておらず、そうした関係に関わった女性は自分の権利を守るための司法上の手段がなかった。

法律では「全ての雇用主が、同等の価値の仕事について男女共に平等な報酬を支給するものとする」と規定している。しかし、2013年に全国労働組合機構（National Organization of Trade Unions）（NOTU）は、同じ仕事について女性が受け取る賃金は男性よりはるかに少ない、と報告した。

子ども

出生登録：法律では、子どもの市民権を、出生地が国内か国外かを問わず、出生時点で親又は祖父母がウガンダの市民権を保有していれば、与えると規定している。18歳未満で両親が不詳の捨て子は市民と見なされ、またウガンダ人の両親に養子縁組された18歳未満の児童も同様である。

法律では市民に対し、出生を3か月以内に登録するよう要求している。2015年に創設された国家身分証明・登録庁（National Identification and Registration Authority）は、国民の身分証明を目的に、国内の全ての人々の登録に責任を負う。2011年のDHSによると、出生登録率は農村部でわずか29パーセント、都市部でも38パーセントに過ぎなかった。出生登録の欠如は概して、公共サービスを拒否されるという結果には至らなかった。しかし、一部の小学校において、入学には出生証明書が必要であり、特に都市の中心部がそうである。公立の中学校、大学及び他の高等教育機関に入学するには、出生証明書が必要であった。

教育：政府は1世帯につき4名の子どもに無償の普遍的初等教育のほか、普遍的中等教育も提供したが、親は中学校に通う子どもに昼食と学習材料を提供する必要があった。

2015年に国際女性研究センター（International Center for Research on Women）が実施した研究では、14歳～18歳の女子が貧困又は早期妊娠のため学校を中退する割合が50パーセントを超えることを示した。政府の報告によると、中退率は女子が男子より著しく高く、原因は早期妊娠及び児童結婚、セクシャル・ハラスメント及び性的虐待、生理用ナプキンの入手不足、そして貧困にあった。

児童虐待：児童虐待は依然として深刻な問題であった。当局は児童虐待通報用の全国的ホットラインを維持し、2014年6月から2015年8月にかけて4,891件の通報を受けた。思春期の児童は特に、性的搾取、早期結婚、人身売買、薬物乱用、社会不安への関与、そして犯罪活動への関与による影響を受けやすかった。（2015年）6月にかけて、警察は7,349件の児童関連犯罪を記録し、内訳は4,430件の育児放棄、1,366件の遺棄、755件の虐待、674件の誘拐（未成年者を誘惑して保護者から引き離す）及び拉致（未成年者を強制的に保護者から引き離す）、76件の人身売買、そして48件の幼児殺害であった。

法律では 18 歳未満の児童との婚外の性的接触を、実行者の同意又は年齢を問わず、「法定強姦」と捉え、最も重い刑罰は死刑である。児童の親への賠償により事件が和解する例が多かった。2015 年 9 月、IGP のムゲニ (Mugenyi) は、凌辱が児童に対する犯罪の中で最も多いと述べた。2013 年に教育・スポーツ省と UNICEF が、小学生の 78 パーセント、中学生の 82 パーセントが性的虐待を受けた経験があるという調査結果を公表した。被害者のうち、女子が 40 パーセント、男子が 39 パーセントしか、虐待を当局に通報しなかった。

政府は UNICEF や、セーブ・ザ・チルドレン (Save the Children)、チャイルド・フアンド (Child Fund)、そして児童の虐待及びネグレクトの防止及び保護のためのアフリカ・ネットワーク (ANPPCAN : African Network for the Prevention of and Protection against Child Abuse and Neglect) を含む複数の NGO と共に、児童虐待対策に取り組んだ。UPF は強姦及び凌辱の医学的検査キットを無償で、捜査に役立つよう、全国津々浦々の病院や開業医に提供した。

体罰は違法であるが、学校では依然として問題で、時には恒久的負傷に至る例もあった。

(2016 年) 5 月 20 日、大統領は改正児童法 (Children Amendment Act) に署名し、これにより学校での体罰は懲役 3 年以下に処せられ得ることになる。この改正では、危険な雇用や、児童結婚や FGM/C を含む有害な伝統的慣行からの児童の保護も追求している。

早期結婚及び強制結婚: 法定最低結婚年齢は 18 歳であるが、当局は法律を執行しなかった。親の手配による未成年の少女の結婚は日常的で、特に農村部が多かった。2015 年の地元 NGO 及び警察の家庭・児童課の報告によると、一部の親がそうした結婚又は性的なお膳立てを、貧困を背景に、12 歳という若い少女のために用意した。UNICEF の 2016 年の「世界児童情勢 (State of the World's Children)」報告書によると、推定でウガンダの少女の 10 パーセントが 15 歳未満で結婚し、40 パーセントが 18 歳未満で結婚していた。

(2016 年) 1 月 6 日の報道によると、警察はジンジャ (Jinja) 地区で 7 名を、14 歳の少女と 19 歳の男性を結婚させようとした疑いで逮捕した。

女性器切除／女子割礼 : 18 歳未満の女子については上記の「女性」を参照のこと。

児童の性的搾取 : 法律では児童の性的搾取を禁じているが、政府は法律を効果的に執行せず、この問題は広範囲に及んだ。合意の上の性行為の最低年齢は 18 歳である。法定強姦は、未成年者との何らかの形で性的接触を指し、最も重い刑罰は死刑である。児童の親への賠償により事件が和解する例が多かった。法律では児童ポルノを禁じている。

2011 年コンピューター悪用規制法では、国際的法定基準に準ずる児童ポルノの定義を規定しているが、同法では性的目的での児童の誘惑を具体的に取り上げていない。

児童売春も依然として問題であった。国家情報技術庁 (NITA : National Information Technology Authority) は、児童の性的虐待事件が増えていると報告し、インターネットによって小児愛者がオンラインで児童を標的にしやすくなっていると指摘した。総務省はオンライン児童虐待に関する警察官向け研修会を何度か実施し、また NITA は、オンラインでの児童の性的虐待や児童ポルノに関する申し立てを受け付けるポータルを独自のサイトに設置した。地元 NGO のウガンダ青年開発リンク (Uganda Youth Development Link) の 2015 年の推定によると、全国津々浦々で少なくとも 18,000 名の少女／女性が性労働に従事していた。

児童兵士 : (2016 年) 7 月、軍司令官兼国防軍参謀長のカトゥンバ・ワマラ (Katumba Wamala) は、民主同盟軍 (Allied Democratic Forces) という反政府勢力が児童兵士を、特に東部で徴用していると警告した。

神の抵抗軍 (Lord's Resistance Army) が相変わらず、女性や児童を本人の意思に反して拘留したり、児童を近隣諸国から拉致していた。

幼児殺害又は障害を持つ児童の殺害 : UPF の報告によると、利用可能な情報が最も新しい 2015 年 1 月から 6 月にかけて、48 件の幼児殺害事件があった。

故郷を追われた児童 : 辺鄙なカラモジャ地域に暮らす世帯は、乾季に仕事を探させたり路上で物乞いをさせたりする目的で、多数の児童をカンパラへ行かせた。(2016 年) 3 月の国際人身売買防止機構 (International Human Trafficking Institute) の報告によると、一部のカラモジャ人の親が子どもを求人業者が居るカンパラへ行かせ、求人業者は子どもに仕事を見つけると約束するが、代わりに路上で物乞いを強制した。2015 年の ANPPCAN による研究では、カンパラのストリート・チルドレンの 57 パーセントがカラモジャから来ていた。

警察は日常的にストリート・チルドレンを一斉検挙し、不良少年収容施設へ移送し、そこで職員は児童の家族の所在特定を試み、判明したら自宅へ帰らせる。報道によると、警察は一旦帰宅した児童をすぐにカンパラの街で再び見掛けることが多い。(2016 年) 4 月の MGLSD の報告によると、政府はカラモジャ人児童を支援する更生施設をカラモジャで完成し、開設した。

施設収容児童 : 複数の児童養護施設で虐待の報告例があった。例えば、(2016 年) 4 月 8 日の報道によると、警察はルウェンゴ地区のある違法児童養護施設を閉鎖したが、この施設

では3部屋に児童26名を収容し、数日間にわたり食事を否認し、学校に通わせなかった。

2014年に公布された規制によると、公認養護施設は「警察官から緊急要請があった場合、又は裁判所からケアを暫定的に命じられた場合に限り、児童を受け入れるものとする」と規定されている。公認養護施設は全て、適切な会計記録を維持し、資格を有する管理人及び登録済みの看護師を雇用し、各児童の健康記録を維持し、十分な就寝設備を提供し、そして適切な教育を提供するよう要求される。とは言え、政府は児童養護施設を登録及び監視するための資源が不足していた。

2015年のMGLSDの推定によると、国内約1,000箇所の児童養護施設に50,000名を超える児童がおり、これらの施設のうち同省から免許を取得していたのはわずか83箇所であった。過半数が最低基準を満たさず、児童を違法に収容していた。70パーセント近くは収容児童の記録を適切に維持していなかった。児童養護施設の児童はほとんどが、少なくとも父親か母親のどちらかが命であった。

国際的な子の奪取：ウガンダは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する1980年のハーグ条約の締約国ではない。以下のURLで公開されている米国国務省の「国際的な子の奪取に関する年次報告書 (Annual Report on International Child Abduction)」を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

ユダヤ人コミュニティは約2,000名が、ウガンダ東部のムバレ（Mbale）地区に集中していた。反ユダヤ的な行為に関する報告はなかった。

人身売買

以下のURLで公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

法律では身体障害者、知覚障害者、知的障害者又は精神障害者に対する、雇用、教育、空輸及び他の輸送手段、医療へのアクセス、及び他の国家サービスの提供における差別を禁じている。しかし、法律では差別に関与した者に対する罰則を定めていない。法律では建

物、情報、及び通信へのアクセスを障害者に提供するように規定しているが、政府は法律を効果的に執行しなかった。カンパラ在住の複数の建築家が 2013 年に実施した研究では、市内の建物の 95 パーセントが障害者にとってアクセス可能ではないことを示した。研究所見では、ほとんどの建物に傾斜路又はエレベーターがないことを示した。

障害者は社会的差別に直面し、就職や教育の機会が限られた。UHRC は雇用（7.d 項参照）や輸送及び他の公共サービスの利用における差別の申し立てを受理した。

ほとんどの学校が、障害者を受け入れなかった。

（2016 年）6 月のプラン・インターナショナル（Plan International）の報告によると、障害を持つ多数の児童が、いじめ、嘲笑、社会的孤立を含む、身体的／情緒的虐待の被害者であった。加害者には親、里親、教師のほか、仲間も含まれた。プラン・インターナショナルの報告によると、障害を持つ児童の 84 パーセントが暴力被害を受けたことがあったのに比べ、障害のない児童では 54 パーセントであった。国家障害評議会（NCD : National Council on Disability）が 2012 年に公表した報告書によると、障害者の 45 パーセントは識字能力があり、比較して一般集団における識字率は 71 パーセントである。同報告書によると、精神障害児童が時々、食料を与えられず、木やベッドにロープで縛り付けられて動きを抑制された。

（2016）年中、政府は障害者のニーズに対処するための様々な措置を講じた。政府は特別なニーズを抱える児童と協力する教師の訓練向けに、2016 会計年度予算を 34 パーセント増額した。ムコノ地区評議会は、障害者のためのアクセスを準備しない建物の建設を禁ずる決議を可決した。

（2016 年）7 月、ウガンダ全国障害者連合（National Union of Disabled Persons of Uganda）は、障害者の裁判所へのアクセスの改善と、裁判所への手話と点字システムの導入を、司法長官に請願した。

法律では議会における 5 議席を障害者代表者向けに用意している。NCD の報告によると、選挙への障害者の参加は最小限で、それは物理的障壁のため投票所にアクセスできないこと、選挙材料が視覚障害者向けに修正されていないこと、そして投票所ではガイド、ヘルパー及び手話通訳など支援サービスが足りないことが原因であった。また NCD は、政府が市民に提供する市民教育は多数の障害者にとってアクセス不能で、それは電子媒体や印刷媒体経由で伝達されていたからであることも指摘した。

障害者の権利保護を担当する政府機関の例として、MGLSD 管轄下の障害者省（Ministry of State for Disabled Persons）、及び NCD が挙げられるが、何か有意義なイニシアティブを請け負うにも資金不足であった。

国籍／人種／少数民族

国内の一部の地域における土地、放牧権、境界画定及び他の係争事案を巡る少数民族間での暴力に関する報告が離散的に寄せられた。

（2016 年）7 月 15 日の、国際 NGO、ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW : Human Rights Watch）の報告によると、（2016 年）3 月 11 日から 25 日にかけて、バンバ（Bamba）族とバコンゾ（Bakonzo）族との民族間暴動を鎮圧する作戦中、UPDF と UPF はブンディブギョ（Bundibugyo）地区とカセセ地区で発砲し、17 名の民間人を殺害した。HRW によると、これらの民間人のうち 13 名は丸腰であった。警察広報官の主張によると、治安部隊はマチェーテや石による攻撃に応戦したに過ぎなかった。国会の国防・国内問題委員会（Defense and Internal Affairs Committee）は調査を開始したが、（2016）年末までに報告書は全く公表されていなかった。

（2016 年）2 月 8 日の報道によると、外国の家系の市民と住民から成る集団が、国民身分証明カードの申請手続で差別を受けたと訴えた。この集団はウガンダ多民族共同体（Uganda Multiracial Community）という名で、申し立てによると総務省がメンバーの一部の公式登録を、市民か非市民かを問わず、否認した。この集団の長であるヤシン・オマール（Yasin Omar）曰く、他民族の背景を持つ一部の人々が身分証明カードを取得するために最高 500,000 シリング（142 ドル）を支払ったものの、政府はカードを無償で発行すべきであるとのことであった。大統領は（2016 年）2 月にこの集団と面会し、彼らの問題について総務省と一緒に解決すると約束した。その後の進展は不詳であった。

先住民族

憲法では 56 の先住民族を認定している。政府は歴史的に、先住民族を強制退去させて国立公園や保護区を創出してきた。

1983 年にエルゴン（Elgon）山の土地から追い出されたベネト（Benet）族が、ウガンダ野生生物庁（Uganda Wildlife Authority）（UWA）との衝突を続けていた。例えば、（2015 年）3 月の報道によると、UWA 当局者があるベネト族男性の胸部を銃撃し、また別の事件では UWA 当局者が、国立公園付近で動物を放牧していたベネト族の若者 2 名の脚を銃撃した。

過去数年間と異なり、1983 年にエルゴン山の保有地から追い出されたベネト族と、ウガンダ野生生物庁の衝突を。メディアが報じなかった。政府はエルゴン山の域内の土地をベネト族に返すという 2005 年の裁定を全面的に遵守したかどうか、不詳であった。

過去数年間と異なり、1992 年に政府がムガヒンガ（Mgahinga）国立公園、ブウィンディ（Bwindi）原生国立公園、及びエチュヤ（Echuya）中央森林保護区を創出した際に強制退去させられたバトワ（Batwa）族を近隣のコミュニティが差別しているという既知の報告はなかった。過去数年間の対立は、政府がバトワ族を再定住させた区域に元々居住していた地元民族による反感が原因であった。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

同性同士の性行為は合意の上であっても、植民地時代の法律に従って違法であり、法律では「自然の理法に反する、任意の人との交接」を刑事罰とし、最も重い刑罰は終身刑である。LGBTI の人々は差別、法的制限、そして社会的な嫌がらせ、暴力、威嚇及び脅迫に直面した。

（2016 年）8 月 4 日、警察はカンパラのナイトクラブで開催された LGBTI プライド・ウィークの会場を急襲し、約 300 名の参加者に対し、床の隅にしゃがむよう命じた。複数の報告によると、警察はクラブのトイレに隠れたか、又は退出しようとした他の参加者を殴打した。さらに、報告によると、警察はトランスジェンダーの 16 名に性的暴行を加えた。目撃者によると、警察はイベント主催者に前に出るよう命じ、16 名を罪状なく逮捕し、数時間、待機房に収容し、同じ待機房内の他の被拘留者を煽って彼らを殴らせた。

別の事件で、LGBTI コミュニティは倫理・品位担当大臣、シモン・ロコト（Simon Lokoto）が民間人を動員して参加者を殴らせると脅した後、プライド・ウィーク行進イベントを取り止めた。その後、対人は LGBTI 活動は犯罪、違法であるという声明書を公表した。大臣はその後、脅迫を否認し、主催者が警察からの事前許可取得を怠ったことが原因でイベントを中止させたのだと主張したが、これに HRW が異議を唱えた。

2015 年、ウガンダ登録業務局（URSB : Uganda Registration Service Bureau）はセクシャル・マイノリティーズ・ウガンダ（SMUG : Sexual Minorities Uganda）による、NGO としての登録に必要な第一段階である名称予約申請を却下した。拒否の説明として、URSB は、「登録機関の見解として望ましくない」名称の要望を拒否することを認めている 2012 年会社法（Companies Act）を引き合いに出した。（2016 年）6 月 1 日、SMUG は、HRAPF から支援を受けつつ、URSB の決定は SMUG が憲法により与えられる結社及び集会の権利を侵害す

るものであると主張する訴訟を起こした。(2016) 年末時点でこの訴訟は係属中であった。

2015 年 1 月、警察は西ントゥンガモ地区内のある HIV/AIDS 検査クリニックの開設を手伝った男性 9 名を、「自然の理法に反する交接」を理由に逮捕した。警察の主張によると、逮捕者のうち 4 名が逮捕当時、性的活動を行っており、この罪状について逮捕者が異議を唱えた。これらの男性は強制的に肛門検査を受けさせられた。(2016) 年末時点でこの訴訟は係属中であった。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

法律では HIV/AIDS 感染者に対する差別を禁じているが、差別は日常的で、HIV/AIDS 感染者が治療や支援を受ける妨げとなった。地元及び国際的な複数の NGO が、政府と協力して、HIV/AIDS の汚名を排除するための、一般市民の意識高揚運動を後援した。カウンセラーは患者に、パートナーや家族と一緒に試験を受けることと、HIV/AIDS に関する情報を受け取ることを奨励した。HIV/AIDS 感染者は、コミュニティ内での意識高揚を目的とする支援グループを結成した。

警察と UPDF は日常的に、HIV 試験で陽性判定を受けた人々の採用を拒否し、その根拠として、彼らは身体が弱すぎるため、苛酷な訓練やその後の配備に耐えられないであろうと主張した。

2014 年に国会は HIV 及び AIDS 防止・管理法案 (HIV and AIDS Prevention and Control Bill) を可決したが、これは HIV の防止及び管理、伝染を減らすための血清陽性状態の開示、試験及びカウンセリング業務のための法的枠組を生み出し、HIV の防止および国際的拡散に対する刑罰を規定している。2015 年 7 月、大統領の署名により法案は成立した。人権活動家や HIV/AIDS 活動家は法案を批判し、これは HIV への対応に向けた国の取り組みにおける危険な後退であると強く主張した複数の活動家が、法案における、HIV の伝染の試み及び意図的伝染を刑事罰の対象とするという条項について、懸念を表明した。これらの犯罪で有罪判決を受けた場合、10 年以下の懲役又は約 500 万シリング (1,430 ドル) の罰金を科せられる。

(2016 年) 9 月の、HIV と共に生きる女性の国際コミュニティ東アフリカ支部 (International Community of Women Living with HIV Eastern Africa) 報告によると、2014~15 年の調査結果は、1993 年から 2013 年にかけて医療従事者が HIV と共に生きる女性 72 名を不妊にしまったことを示すものである。これらの事例は、ほとんどが国立病院での帝王切開による出生中に起こった。

他の社会的暴力又は差別

暴徒による暴力が依然として問題であった。暴徒は、他にも数ある中で特に強盗、殺人、強姦、窃盗、儀式的人身御供、そして魔術の疑いを掛けられた人々を襲撃し、殺害した。暴徒は被害者に殴打、リンチ、火あぶりなどの方法で残虐行為を働いた。

(2016 年) 3 月 22 日の報道によると、複数のオートバイタクシー運転者がルガジ (Lugazi) で違法裁判を開き、オートバイ盗難で告発されたある男性を審問し、死刑を言い渡し、その後、殴打した挙句に死亡させた。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律では労働者が、ただし軍隊を除き、独立的組合を結成及び加入し、団体交渉を行い、産業訴訟を起こすことを認めている。組合は団体交渉に入る前に認定文書を取得しなければならない。雇用主は労働者が労働組合を結成及び加入する権利又は団体交渉を行う権利を侵害した場合、4 年以下の懲役及び 190 万シリング (542 ドル) に処せられる可能性がある。

法律では組合が干渉を受けずに活動を実施することを認め、雇用主による反組合差別を禁じ、そして組合活動を理由に解雇された労働者を復職させなければならない。法律ではジェンダー・労働・社会開発担当大臣へ、最初の調停及び仲裁の試みが失敗した場合に紛争を産業裁判所へ付託する権限も付与している。

政府は適用可能な労働関連法を効果的に執行しなかった。MGLSD は資金を十分に用意されず、また十分な労働監査を請け負うことができなかった。罰則は概して、違反を抑止するには不十分であった。

政府は憲法で保証される結社の自由と団体交渉権を概して尊重せず、政府は必ずしもこれらの権利を保護しなかった。複数の労働活動家の報告によると、一部の雇用主が登録済みの組合と団体交渉合意を締結するための法的要件を、業務の下請けや外注によって回避していた。NOTU の報告によると、一部の雇用主が職場での組合運営を可能にするために「承認協定」を使用した。ほとんどの雇用主が従業員に書面での雇用契約を与えず、その結果、職務保障と組合代表が不十分であった。

労働者団体は、政府及び政党と無関係であったが、労働者代表向けに確保された 5 議席に就いた国会議員は政党に所属する傾向にあった（現在、4 議席は与党 NRM 党员で、5 議席目は無所属である）。労働組合を登録するには、組合の規約、規則、所在地、組合員名簿、従業員名簿の写しを含む組合登録申請書を、登録手数料と併せて提出しなければならない。登録機関は完全な申請書を受理したら 90 日以内に登録証明書を付与すべきである。2015 年に国会は議会選挙（改正）（第 2 回）法案を可決し、これは初めて、組合を結成していなおい労働者が国会で自分達の代表者に投票することを認めた法案である。

（2016 年）8 月 1 日、国内 6 校の公立大学のうち 5 校の非教員職員 4,000 名近くが、17 日間の座り込みストライキを開始した。非教員職員は 560 億シリング（1,600 万ドル）にのぼる未払い給与の支払と昇給を要求した。このストライキによって学年度の開始が 2 週間余りずれこんだ。このストライキを無規律と職業倫理の欠如の象徴と表現しつつ、大統領は（2016 年）8 月 14 日、政府はストライキ参加者の昇給を認めることにはならないと明言した。2 日後、公立大学非教員職員幹部フォーラム（Public Universities Nonteaching Staff Executives Forum）との会合後、ムセベニ大統領は（2016 年）12 月までに未払い給与を支給し、ストライキを終わらせることを約束した。（2016）年末までに政府は約束の未払い給与をまだ支給していなかった。

反組合差別が発生し、また労働活動家が複数の企業を、昇進の否認、就労契約の不更新、そして時には組合の認識拒絶によって従業員の組合加入を妨げたとして非難した。NOTU 当局者の報告によると、多数の労働者が脅迫や解雇に対する恐怖心から、労働組合に加入できなかった。

公務員組合は、医療職員や教員を含め、組合員の給与や雇用条件を交渉することができた。政府は警察、軍隊、及び管理職レベルの当局者を含む「必須政府職員」の給与を固定した。

b 強制労働の禁止

法律では強制労働を、児童の強制労働も含め禁じているが、刑務所労働を明示的に禁じているわけではない。法律では奴隷労働について、労働者を「民間の個人、企業又は団体が自由に雇用又は配属できる」状態にある場合に限り、強制性を帯びると規定している。強制労働を禁ずる法律に違反して有罪判決を受けた場合の罰則は、十分でなかった。違反者は有罪判決を受けた場合、960,000 シリング（274 ドル）以下の罰金、懲役 2 年、又はこれら両方、及び「強制労働の継続期間」について 1 日当たり 80,000 シリング（23 ドル）の罰金を科せられる可能性がある。

政府の人身売買防止タスクフォース (AHTTF: Anti-Human Trafficking Task Force) と MGLSD の報告によると、海外、特にペルシャ湾岸アラブ諸国で働く多数の国民が、強制労働の被害者になった。(2016 年) 1 月、政府はサウジアラビアでのこれらの労働者に対する人権侵害を巡る懸念の増大への対応策として、国民がサウジアラビアで家事労働者として働くことを 3 か月間禁止すると発表した。この禁止は、当初は MGLSD が問題を調査するための時間を勘案することを意図しており、MGLSD が (2016 年) 9 月 22 日に調査を完了し、禁止を解除する予定であると発表したにも関わらず、(2016) 年末時点でまだ有効であった。MGLSD の調査によると、強制労働や性的搾取の被害者はいずれも、登録された企業に採用されたわけではなかった。MGLSD の報告によると、53 社の求人企業が登録されており、うち 34 社がウガンダ外部求人代理店協会 (Uganda Association of External Recruitment Agencies) に加盟していた。担当大臣はさらに、MGLSD は国民の労働移住を統制し、労働搾取からこれらの人々を保護するための厳格な規制を起草中であることも発表した。報道によると、家事労働者の求人は依然として総じて衰えておらず、これは総じて政府による禁止の失効が弱かったためである。AHTTF の報告によると、政府は国外での事件を調査する資金がなく、市民団体からの補助に頼って国民を本国送還させていた。

2015 年に FHRI は検査した刑務所 31 箇所のうち 23 箇所で強制労働の事例があったと指摘した。加えて、裁判前拘留状態の人々が強制労働させられることが多かった。申し立てによると、刑務所当局者は囚人を使って民間の農場や建設現場で働かせた。男性囚人はきつい肉体労働に従事する傾向にあった一報、女性囚人は編み籠など商品性のある手工芸品を生産することが多かった。報酬は支給されたとしても非常に低額であった。(2016 年) 4 月 12 日、ルウェンゴ区長は、囚人を使って民間の農場で働かせるという慣行を公然と非難し、刑務所所長を囚人の賃金泥棒として告発した。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇い入れの最低年齢

法律では 12 歳未満の児童が如何なる仕事を行うことも禁じているが、雇用主が 16 歳未満の児童を雇って、家事労働など「非危険」と法律で定義される仕事を、児童の教育に干渉しない範囲でさせることは認めている。MGLSD 規制では 15 歳～17 歳の児童の残業 (週 48 時間を超える労働) を禁じている。法律では児童が午後 7 時から翌午前 7 時までの時間帯に働くこと、あるいは「健康を損ねる、あるいは危険又は有害又は別段に不適切である」

仕事に雇用されることを禁じている。法律では政府による職場の検査、職場の危険有害性の特定及びその他、児童を含む全ての労働者に関連する事項を規定している。児童労働に関する法律に違反した場合、685,055 シリング（195 ドル）の罰金を科せられる。2006 年の採択以降、法律の下での有罪判決は下されていない。児童の権利に関する複数の活動家が、幼いところでは 5 歳の児童が雇用されていたと報告した。

児童労働に関する法律及び政策の執行を担当する機関の例として、国家児童評議会 (National Council of Children)、警察の児童・家庭保護課、産業裁判所、及び MGLSD が挙げられる。NOTU によると、政府による適用可能な法律の執行は非効果的で、原因は職員不足、不十分な研修、そして省庁間連携機構の弱さにあった。MGLSD 当局者は、財務的制約により、執行活動が制限されたと認知していた。同省は最悪の児童労働形態で働いていた児童及び他の脆弱な集団に社会サービスを提供し、職員、地元指導者及び地区労働監察官向けの研修を実施した。MGLSD の労働担当官は児童労働問題について大臣に報告する責任を負うが、国内の 117 地区のうち、1 人もいない地区が過半数を占めた。労働担当官が不在の一部の地区には、地区コミュニティ開発担当官 (CDO) が労働担当官の 2 倍いるが、これらの CDO は労働機能を支援するための付加的財源がなかった。資金面と物流面の支援不足を背景に、地区労働担当官は 2004 年以降、児童労働に関する検査しか実施していない。

政府は児童労働の阻止に向けた取り組みにおいて、児童労働に関する国家運営委員会 (National Steering Committee on Child Labor) と調整を図り、委員会には MGLSD、教育・スポーツ省 (Ministry of Education and Sports)、地方自治体省 (Ministry of Local Government)、農業省 (Ministry of Agriculture) 及び保健省の代表者が含まれた。委員会に代表者を出した他の機関の例として、国家児童評議会、UPF の児童・家庭保護課、ウガンダ雇用主連盟 (Federation of Uganda Employers)、NOTU、COFTU、UNATU、諸 NGO、ジャーナリスト及び学識経験者が挙げられる。

政府は国際労働機関、外国政府及び様々なイニシアティブに関する NGO と協力して、児童労働者の教育及びコミュニティへの再融合を含め、児童労働対策に取り組んだ。複数の人権 NGO が、危険有害な労働条件から児童を排除するためのプログラムを継続した。

児童労働は、特に非公式部門で日常的であった。児童労働は圧倒的に農村地域において、牛の牧畜、輸送、鉱業、行商、物乞い、スクラップ収集、採石、煉瓦作り、道路建設／補修、洗車、漁業、家庭での子守及び家事、バー又はクラブでの給仕、国境での密輸、そして商業的農業（茶、コーヒー、サトウキビ、バナナ、タバコ、コメ、綿、炭、パーム油など）で発生した。都市部では児童が小物を路上で売ったり、商店で働いたり、金銭をせがんだり、商業的性産業で搾取されたりしていた。複数の報告において、金鉱業に従事する

児童が時々、学校の休憩時間や放課後、週末に働いていると認めた。場合によっては児童がフルタイムで働き、学校に通っていなかった。

多数の児童が学校を辞め、農業又は家事労働に従事して出費の足しにする、あるいは不在又は病気の親の仕事を代行するといった状況が国中で普通に発生していた。この問題は特に、多数の孤児集団で際立っていた。UNICEF の「世界子ども白書 2016 年版 (State of the World's Children 2016)」という報告書によると、5 歳～14 歳の児童労働者の 16 パーセントが児童労働に従事していた。

2015 年 12 月、世界銀行は 2 億 6,500 万ドル (9,270 億シリング) 相当のウガンダ輸送部門開発事業について、請負業者による、児童労働を含む不正行為は虐待の申し立てがあったため、キャンセルした。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)」も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用及び職業に関する差別

憲法及び雇用関連法では人種、性別、宗教、政見、出身国又は国籍、社会的出自、障害、年齢、言語、及び HIV／伝染病の状態に基づく差別を禁じているが、法律では性的指向又は性同一性を取り上げていない。上記の分類に基づく何らかの差別が、雇用及び職業に関して発生した。(2016 年) 6 月、労働行動プラットフォーム (Platform for Labor Action) という、労働者の権利に焦点を当てる地元 NGO の報告によると、一部の雇用主が国内の職員に HIV 検査を受けるよう強制し、陽性と判明した者を解雇していた。

e 受入れ可能な労働条件

法定最低賃金は 1984 年に月額 6,000 シリング (1.71 ドル) に設定された。2003 年、政府は民間部門と交渉して月額 54,000 シリング (15.42 ドル) の料率を設定したが、政府はこれをまだ実施していなかった。2015 年 5 月、大統領は、最低賃金の設定に反論し、人件費の増大によって投資を弱体化させることになる」と主張した。2015 年 6 月、政府は、労働者及び雇用主の代表者から成る最低賃金諮問委員会 (Minimum Wages Advisory Board) を、最低賃金の実現可能性を評価する目的で創設した。(2016 年) 5 月の MGLSD 常任書記の報告によると、諮問委員会は予備的所見を大統領事務所と閣僚へ提出したが、まだ公表していない。

(2016 年) 9 月、世界銀行は 2006～2013 年の貧困評価報告書を公表し、国民の 35 パーセントが国際的貧困基準の日額 1.90 ドル (6,650 シリング) 以下で生活している一方、20 パーセントが国内の貧困基準以下で生活しており、範囲は日額 0.88 ドル (3,080 シリング) ～ 1.04 ドル (3,640 シリング) であることを示唆している。

法定最大労働時間は週 48 時間、1 日 10 時間である。法律では週当たり労働時間数を、従業員が同意すれば残業を含め 56 時間まで延長できると規定している。従業員は、3 週間にわたる平均時間数が 1 日 10 時間又は週 56 時間を超えなければ、1 日 10 時間を超えて働くことができる。法律では、従業員が週 48 時間を超えて働く場合、超過勤務については通常の時給の 1.5 倍、公休日出勤については通常の時給の 2 倍を最低基準として支払われる旨、規定している。法律では従業員が 8 時間の勤務シフト毎に 30 分間の休憩を取ることを認めている。連続雇用 4 か月毎に、従業員は 7 日間の年次有給休暇を取得する資格を与えられる。多くの産業が、超過勤務の代わりに年次賞与を労働者に支払っていた。

法律では全ての労働者を対象に労働安全衛生基準を定め、MGLSD の労働安全衛生局 (Department of Occupational Health and Safety) がこれらの規制の執行を担当する。法律では職場の視察及び検証と、法律違反容疑の訴追を行う労働監察官局を規定している。労働当局者は、ビール及び他の飲料の生産、砂糖加工、及び鉄鋼製造を含む様々な分野における安全衛生基準の遵守状況を評価するため、机上レビューと現場検査を行った。

当局は労働関連法を効果的に執行しなかった。MGLSD は主に、申し立てへの対応として労働監察を実施した。117 地区のうち 49 地区に限り労働担当官がいたが、彼らの研修、財源、及び物流支援が不十分であった。労働担当官が不在の一部の地区ではコミュニティ開発担当官がこの責任を負っていた。コミュニティ開発担当官は、政府が出資する開発プログラムの監督を担当する地方当局者である。これらの人物は労働監察を実施することになるが、訓練不足であり、報告が寄せられた労働問題にしか対処しないことが多い。結果として、労働安全衛生部が (2016) 年中、一部の現場監察を実施した。NOTU 当局者は、政府は労働者よりも投資家を優遇し、労働監察官による法律の執行を困難にしている、と主張した。労働当局者の報告によると、労働関連法では非公式部門、家事労働及び農業部門の労働者を保護していない。

(2016 年) 4 月 25 日の報道によると、ウガンダ雇用主連盟 (FUE : Federation of Ugandan Employers) がウガンダの労働関連法に関する日帰り研修会を、国内の中国企業向けに実施した。研修会の場で、FUE は労働関連法の簡易ガイドを中国語に翻訳したものを配布した。在カンパラ中国大使館によると、中国企業は推定 20,000 名を雇用し、主に建設、テレビ組み立て、プラスチック製品製造、石油開発及び木材加工の分野が多い。

NOTU 当局者の報告によると、国内の高い失業率、具体的には 2014 年国勢調査の推定によると 9.4 パーセントの失業率と、不完全雇用率、具体的には統計局の報告によると 2015 年では 12.9 パーセントを背景に、雇用主は従業員の給与を決定するに当たり、過度の権限を有していた。時には雇用主が労働者に月額 50,000 シリング（14.25 ドル）しか支給しない例もあった。労働者は危険有害な労働条件で働かされた。標準賃金、残業手当、又は OSH 基準に対する違反は、鉄鋼製造工場、家事労働、及び非公式部門を含め、様々な部門で日常的であった。

（2016 年）6 月 16 日、ウガンダ退職給付規制庁（URBRA : Uganda Retirement Benefits Regulatory Authority）は国内の退職給付プログラムの免許を非公式部門にも交付した。この新プログラムは様々な形態の非公式業務に従事する業者及び個人が対象である、2014 年に国勢調査局が公表した資料の推定によると非公式部門がウガンダの国内総生産の 49 パーセントを生み出し、労働力の最大 80 パーセントを雇用している。URBRA の報告によると、ウガンダの 1,300 万名の適格労働者が非公式部門と農業部門に従事していた。公式年金制度は労働人口の 10 パーセント未満しかカバーしていない、

不安全な労働環境に起因する死亡が発生した。例えば報道によると 2015 年 3 月銅鉱山で作業中の職員 2 名が別々の事故で死亡し、1 名は工場のコンベアドラムに押し潰され、もう 1 名は地下の銅運搬装置による事故であった。MGLSD と市民団体の報告によると、失業率が高く、非公式労働の割合も高いことから、労働者は自分の健康を危険に曝す作業条件に残留せざるを得ないと感じ、改善を要求すると報復に遭うのではないかと心配する。政府はこのような状況にある従業員を効果的に保護せず、その背景には、不十分な法制と、モニタリング機構向けの資源不足があった。